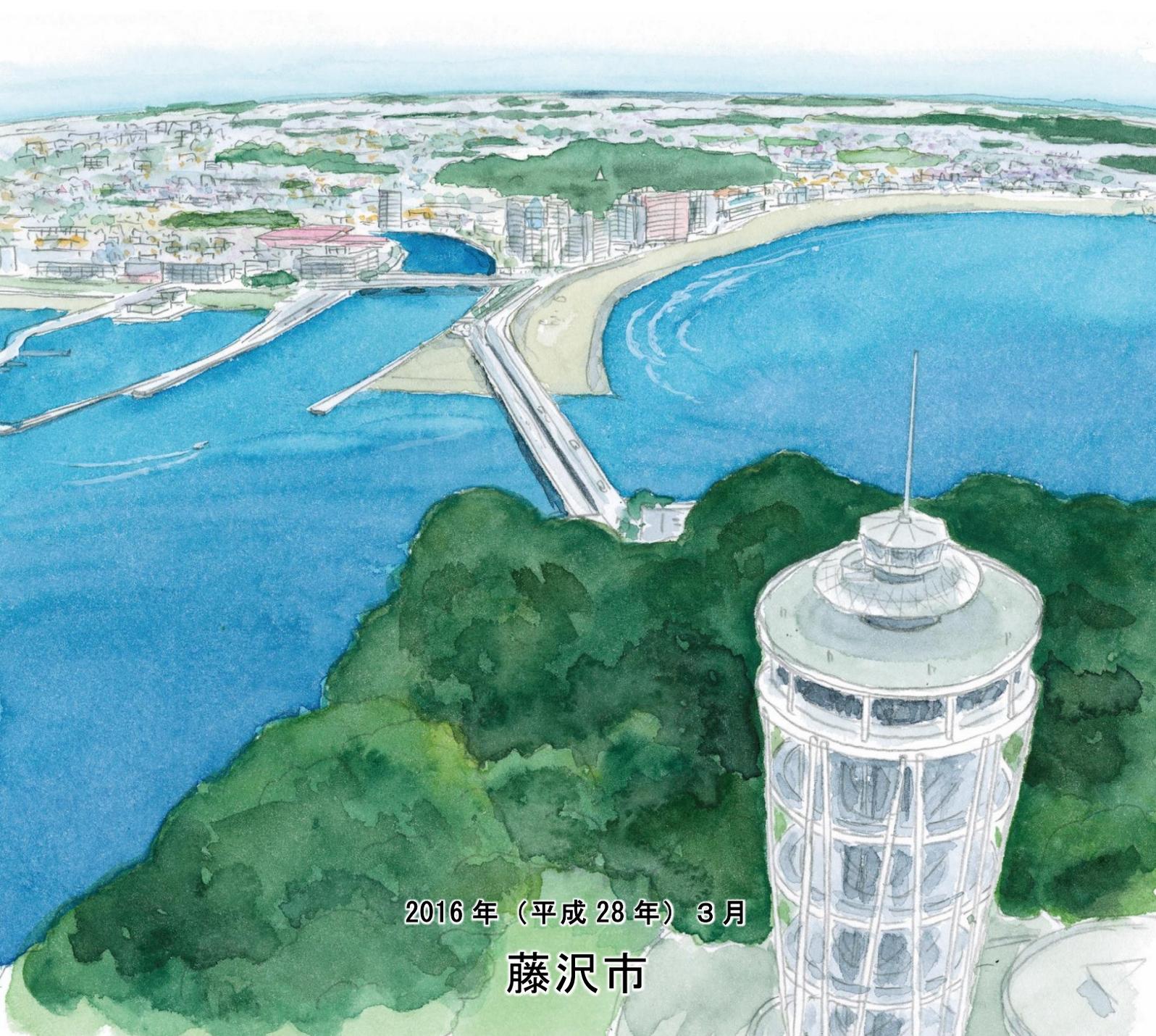


～男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」～

# ふじさわ 男女共同参画プラン 2020

改定版



2016年（平成28年）3月

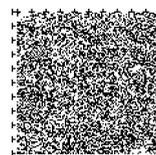
藤沢市



～男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」～

# ふじさわ 男女共同参画プラン 2020

改定版





## はじめに

藤沢市は、性別にかかわらず人権が尊重され、誰もがその個性と能力を最大限に発揮し、健康で豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の形成をめざして、様々な事業に総合的に取り組んできました。

2011年（平成23年）に策定した「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、

“男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」”を将来像として、施策を推進しています。

しかしながら、社会の中には、依然として、固定的な性別役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣習、しきたりなどが存在しています。

一方、プラン策定から5年が経過し、東日本大震災発生時には防災分野での男女共同参画の課題が指摘され、また、昨年には雇用等における男女共同参画を促す、「女性活躍推進法」が制定されるなど、さまざまな変化がありました。

そこで、このたび社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を改定いたしました。

改定にあたっては、「防災分野での男女共同参画の推進」、「女性の職業生活における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」などを新たな拡充施策として位置付けました。

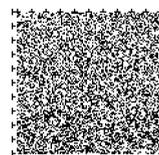
また、重点目標ごとに成果指標と目標値を設定し、目標の達成をめざすことで、更なる施策の推進を図ってまいります。

本市では、「郷土愛と人の和が、まちの元気をつくり、未来を創る」まずはこのことに軸足を置き、「未来に向けた元気なまちづくり」を進めてまいります。その実現のためには、男女共同参画社会の実現はますます重要となってきます。多様な主体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、今回の改定にあたり、ご提言いただきました「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。



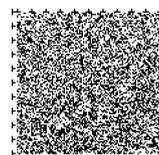
2016年（平成28年）3月  
藤沢市長 鈴木恒夫





# 目 次

第1章	計画改定の趣旨と背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	3
1	将来像	3
2	3つの基本理念	3
3	5つの重点目標	4
4	全体像「将来像・3つの基本理念・5つの重点目標」	7
5	計画の位置づけ・基本的方向	8
6	計画の期間	8
第3章	重点目標と課題・施策の方向性	10
1	ふじさわ男女共同参画プラン2020体系図	10
2	重点目標と課題・施策の方向性	14
(1)	重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり	14
(2)	重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	23
(3)	重点目標3 男女の仕事と生活の調和	37
(4)	重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶	49
(5)	重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり	58
第4章	推進体制と進捗管理	66
1	推進体制	66
2	計画の進捗管理	67
3	前期計画の成果指標の進捗状況	68
4	後期計画の成果指標	73
資料編		76
1	1975年国際婦人年以降の男女共同参画関連の動き	76
2	日本国憲法(抄)	86
3	男女共同参画社会基本法	88
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	91
5	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	97
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抄)	101
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	107
8	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	113
9	ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言	115
10	ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱	116
11	ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿(第13期)	117





# 第1章 計画改定の趣旨と背景

藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、2006年（平成18年）に改定しています。

現行の「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、2011年（平成23年）に2020年度（平成32年度）までの10年間を目標年次として策定したものです。このプランに基づき、性別にかかわらず基本的な人権が尊重され、個人がその個性と能力を最大限に発揮し、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会の形成をめざして、多様な主体と連携して様々な事業に総合的、計画的に取り組んできました。

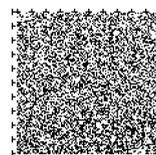
しかし、プランの策定から5年が経過し、以下のような社会情勢の変化が生じています。

## （1）東日本大震災

2011年（平成23年）の東日本大震災では、被災地において、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。それらの経験から、防災における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識されました。

## （2）女性の職業生活における活躍推進

2015年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、国は基本方針を策定する一方で、地方公共団体及び事業主に行動計画等の策定を求めました。計画を実効性のあるものとするためには、経営者・管理職が先頭に立って意識改革・働き方の改革を行い、男性の長時間労働の抑制と家庭生活への参画、育児・介護等をしながらキャリア形成できる仕組みの構築が必要不可欠です。



### (3) ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー被害等の増加

2013年（平成25年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなりました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」も一部改正され、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となり、また禁止命令等を行うことができる公安委員会等については、被害者の住所地に加えて、加害者の住所等の所在地を管轄する公安委員会等に拡大されました。

2014年（平成26年）に全国の警察が把握したDV対応件数は59,072件、ストーカー被害は22,823件に上り、共に最多を更新しています。

### (4) ライフスタイルや世帯構造の変化

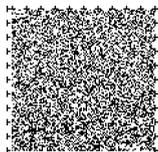
家族のあり方に対する考え方の変化や、晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中断やパート・派遣などの非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

こういった状況や、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会が2015年（平成27年）2月にとりまとめた「『ふじさわ男女共同参画プラン2020』改定に向けての意見提案」、前期計画の進捗状況、2013年（平成25年）11月～12月に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果等を勘案し、

- 1 防災分野での男女共同参画の推進
- 2 女性の職業生活における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 DVを含むあらゆる暴力の根絶
- 4 困難な状況にある男女への支援

上記の4つの視点を中心に見直しを行いました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、2015年（平成27年）11月17日から12月16日まで実施した、改定素案に対するパブリックコメントの結果を反映し、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間を目標年次とした後期計画として、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を改定するものです。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 将来像

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、一人ひとりの人権を尊重し、男女が共同して創る豊かな社会の実現に向けて、取組をすすめていきます。

#### 将来像

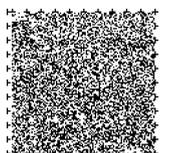
- 男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

### 2 3つの基本理念

3つの基本理念を設け、将来像「男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」」の実現をめざします。

#### 3つの基本理念

- 人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する
- 男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する
- 誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する



### 3 5つの重点目標

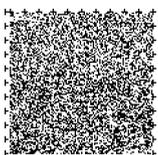
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会が「男女共同参画社会」です。

国は「第4次男女共同参画基本計画」の策定にあたって、めざすべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

藤沢市は次の5つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

#### 5つの重点目標

- 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり
- 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 重点目標3 男女の仕事と生活の調和
- 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり



### (1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、「男女共同参画社会基本法」では、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別によるあらゆる差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが、男女共同参画社会の形成に不可欠であるとしています。

あらゆる立場の人の人権意識を醸成する取組により、すべての人の人権が守られ暮らしやすい男女共同参画社会をめざします。

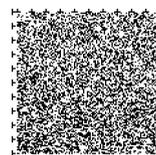
### (2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

持続可能で、多様性に富んだ活力のある社会を構築するためには、あらゆる分野において多様な人材の参画をすすめていくことが必要となってきます。

その中で、女性の活躍推進が求められています。人材育成、意識啓発、労働環境の整備等により、男女が自らの意思で、あらゆる分野においてその能力と個性を十分に発揮して活躍できる社会の実現をめざします。

### (3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。長時間労働の抑制に向けた取組や子育て・介護等への社会的支援により、働く人々の健康が保持され、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき、家族・友人などとの充実した時間が持て、自己啓発や地域活動への参加ができる社会をめざします。



#### (4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

「暴力」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

暴力を容認しない社会風土を醸成し、安心して相談できる体制・安全が保証される保護体制・自立支援体制を整備することにより、男女が互いの性を尊重し、あらゆる暴力のない社会をめざします。

#### (5) 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

女性の身体の自己決定権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>1</sup>」（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、女性の生涯を通じた心身の健康への支援が求められます。男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提条件です。

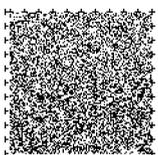
また、男女の置かれた環境を個別に見てみると、高齢者や障がい者などは、女性であることによってさらに複合的に困難な状況になっている場合が多くあります。

生涯にわたる男女の健康維持及び支援の充実、援助を必要とする男女へのきめ細やかな支援と自立の促進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざします。

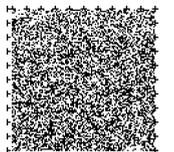
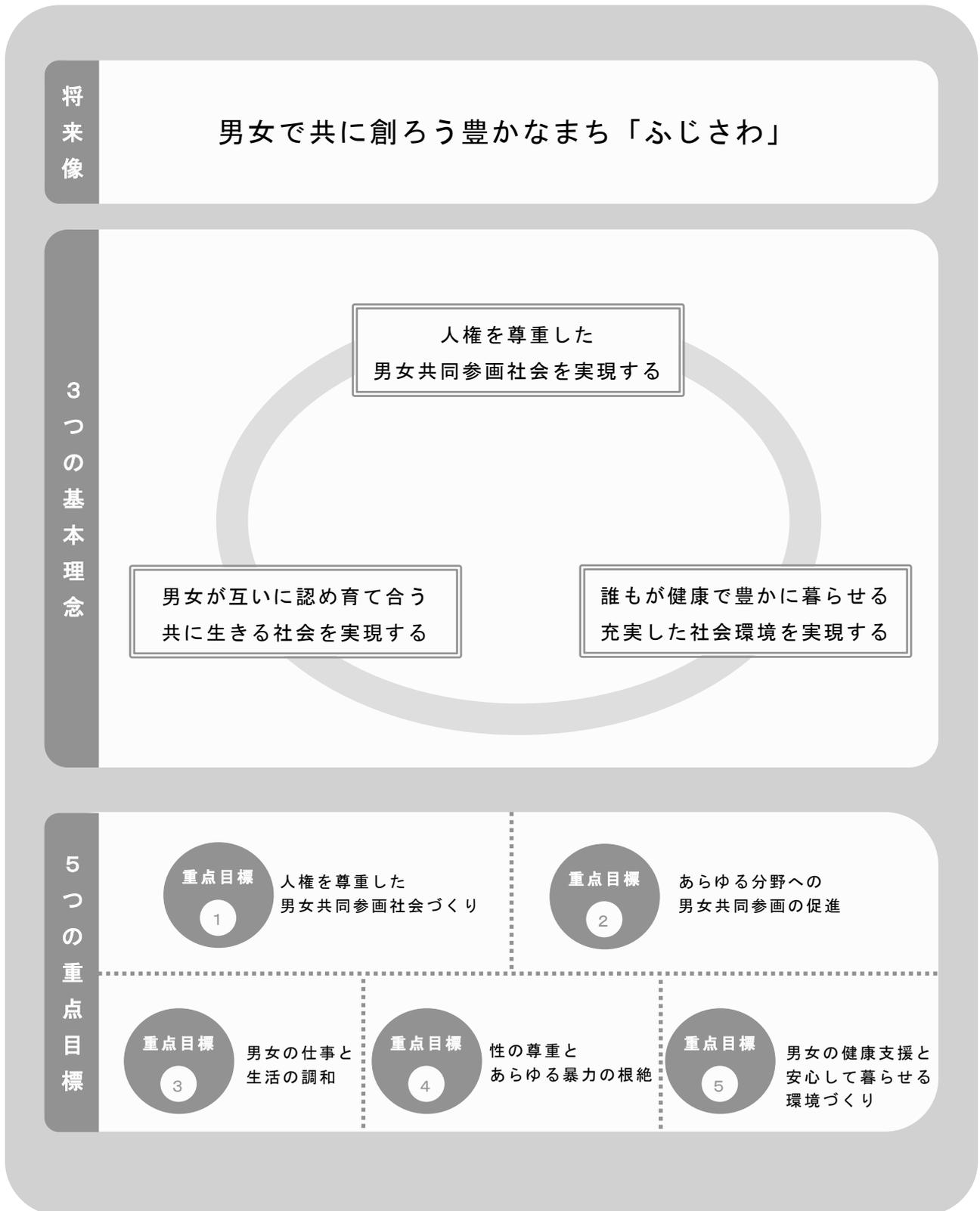
---

<sup>1</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、これを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。



#### 4 全体像「将来像・3つの基本理念・5つの重点目標」



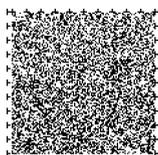
## 5 計画の位置づけ・基本的方向

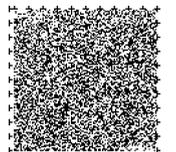
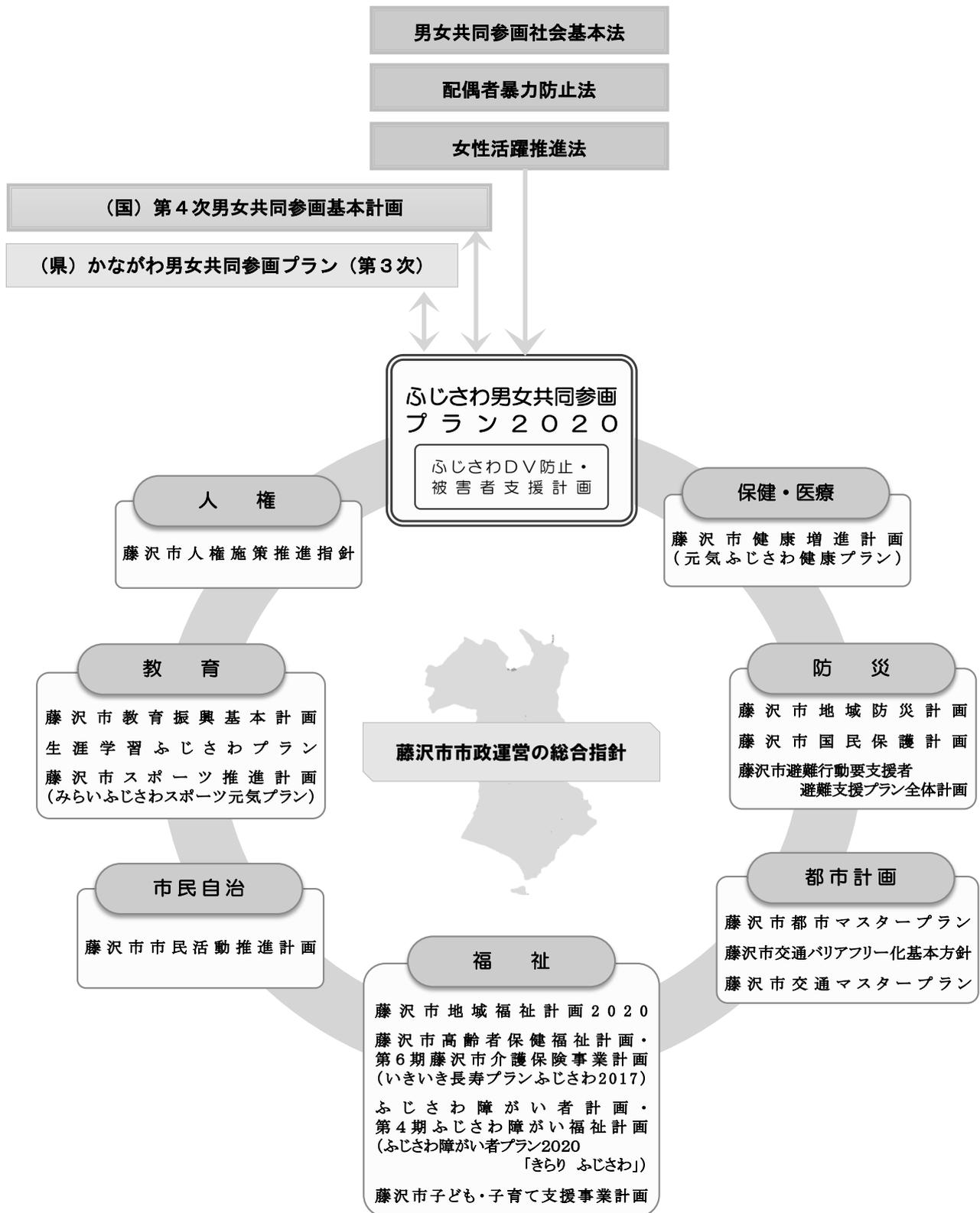
- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) この計画の重点目標 2 の課題 1 及び 2、並びに重点目標 3 の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねます。
- (3) この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画プラン（第 3 次）」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針 2016～郷土愛あふれる藤沢をめざして（平成 26 年度～平成 28 年度）」及び各種関連計画と連携した計画です。
- (4) この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、ボランティア、NPO、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

## 6 計画の期間

この計画は、2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間を目標年次とした計画です。

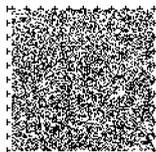
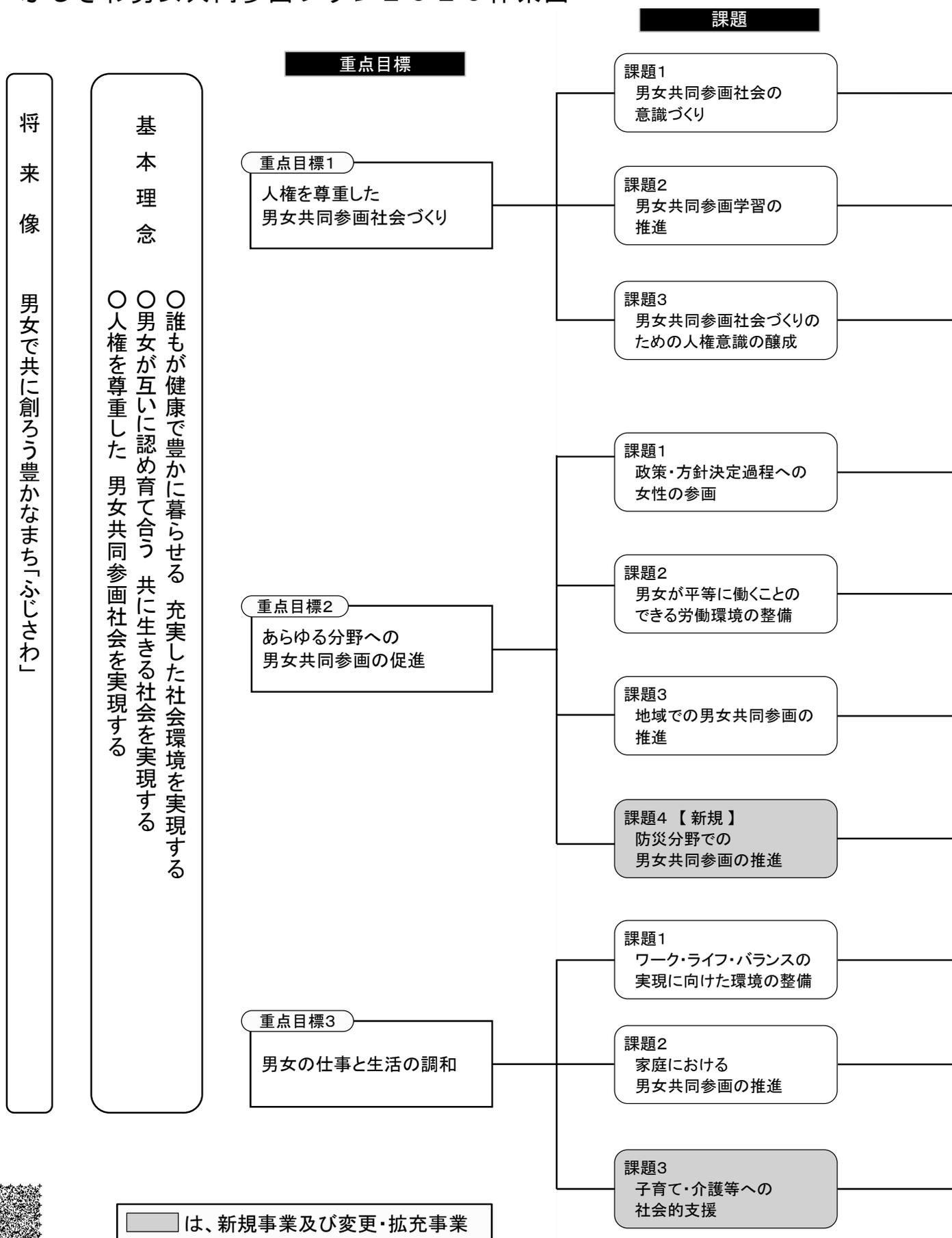
2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ふじさわ男女共同参画プラン 2020									
前期計画					後期計画				





# 第3章 重点目標と課題・施策の方向性

## 1 ふじさわ男女共同参画プラン2020体系図



## 施策の方向

## 事業名

①意識改革のための市民・地域・行政の協働

01 男女共同参画の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮  
02 男女共同参画社会形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施

②男女共同参画を推進するための情報収集と提供

03 男女共同参画に関する情報収集と提供  
04 男女共同参画に関する意識調査の実施

①乳幼児期からの男女平等意識の形成

05 保育園などにおける男女共同参画意識の形成

②学校における男女平等教育の推進

06 男女平等観に立った教育課程の推進  
07 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進  
08 教育相談の充実  
09 男女平等の職場づくりと研修の推進

③社会教育における男女共同参画学習の推進

10 女性のエンパワーメントのための学習の充実  
11 男性を対象とした男女共同参画学習の充実

①人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進

12 人権施策の総合的な推進  
13 人権に関する学習機会の充実

②男女平等を基礎にした平和の推進

14 人権教育の総合的な推進【新規】

③外国人市民との多文化共生の推進

15 男女の平等を基礎にした平和なまちづくりの推進  
16 外国人市民に対する生活支援  
17 国際化の推進と多文化共生のまちづくりの充実

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

18 審議会など、市政に対する女性の参画促進  
19 市女性職員の職域拡大と管理、監督者への登用

②企業・団体などへの女性登用の促進

20 企業・団体などへの女性登用の促進

①女性の就業支援・キャリアアップ促進

21 女性の職業能力形成のための教育・訓練機会の充実  
22 女性の雇用・就労機会の促進【新規】  
23 労働講座の開催と職業観育成のための情報提供  
24 起業に関する情報提供と支援

②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

25 労働関連法令の遵守についての情報提供  
26 女性の労働相談体制の充実  
27 国、県などの労働機関との連携強化

③女性の職業生活における活躍の推進【新規】

28 女性の活躍推進に関する協議の場の設置【新規】

①女性の地域リーダーへの起用促進

10 女性のエンパワーメントのための学習の充実【再掲】  
29 男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開

②男女共同参画社会を支える市民活動の育成・支援

30 NPOなど市民活動への支援  
31 女性活動団体への情報提供と連携  
32 男女共同参画についての情報提供・学習相談の充実  
33 保育者活動への支援  
34 人材登録制度の充実

③多様な市民の地域参加の促進

35 地域社会への共同参画を促すための学習機会の充実  
36 保育つき事業の促進  
37 地域コミュニティにおける異世代協働の促進  
38 学校・家庭・地域の連携強化  
39 PTA活動への支援

①防災分野での男女共同参画の推進【新規】

40 自主防災組織への女性の参画促進【新規】  
41 消防団活動の充実強化に向けた男女共同参画の推進【新規】  
42 家庭防火推進員の養成【新規】  
43 避難施設運営における男女共同参画意識の形成【新規】

①ワーク・ライフ・バランスの推進

44 長時間労働抑制に向けた企業や関係機関との連携  
45 育児、介護休業制度の普及、推進  
46 仕事と生活の両立についての啓発

①男性の家事・育児・介護への参画促進

47 家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの情報提供【新規】  
48 男性の家事・育児への参画促進  
49 男性の介護への参加促進

①多様なニーズに対応した保育サービスの提供

50 乳幼児期の保育・教育の充実  
51 発達に課題がある子どもの支援体制の充実  
52 ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業の充実

②子育て支援事業の充実

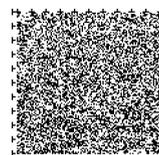
53 藤沢市子ども・子育て支援事業計画の推進  
54 地域の子育て支援の促進  
55 小児に対する医療の充実

③放課後児童への支援

56 青少年の学校外活動の充実  
57 放課後の児童に対する施策の充実

④高齢者・障がい者支援の充実【新規】

58 高齢者への在宅福祉サービスなどの充実【新規】  
59 障がい者への介護サービスなどの充実【新規】



将来像 男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

基本理念  
○誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する  
○男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する  
○人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する

重点目標

重点目標4  
性の尊重とあらゆる暴力の根絶

重点目標5  
男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

課題

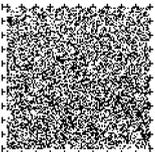
課題1  
DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

課題2  
ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

課題1  
男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護

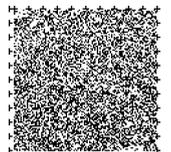
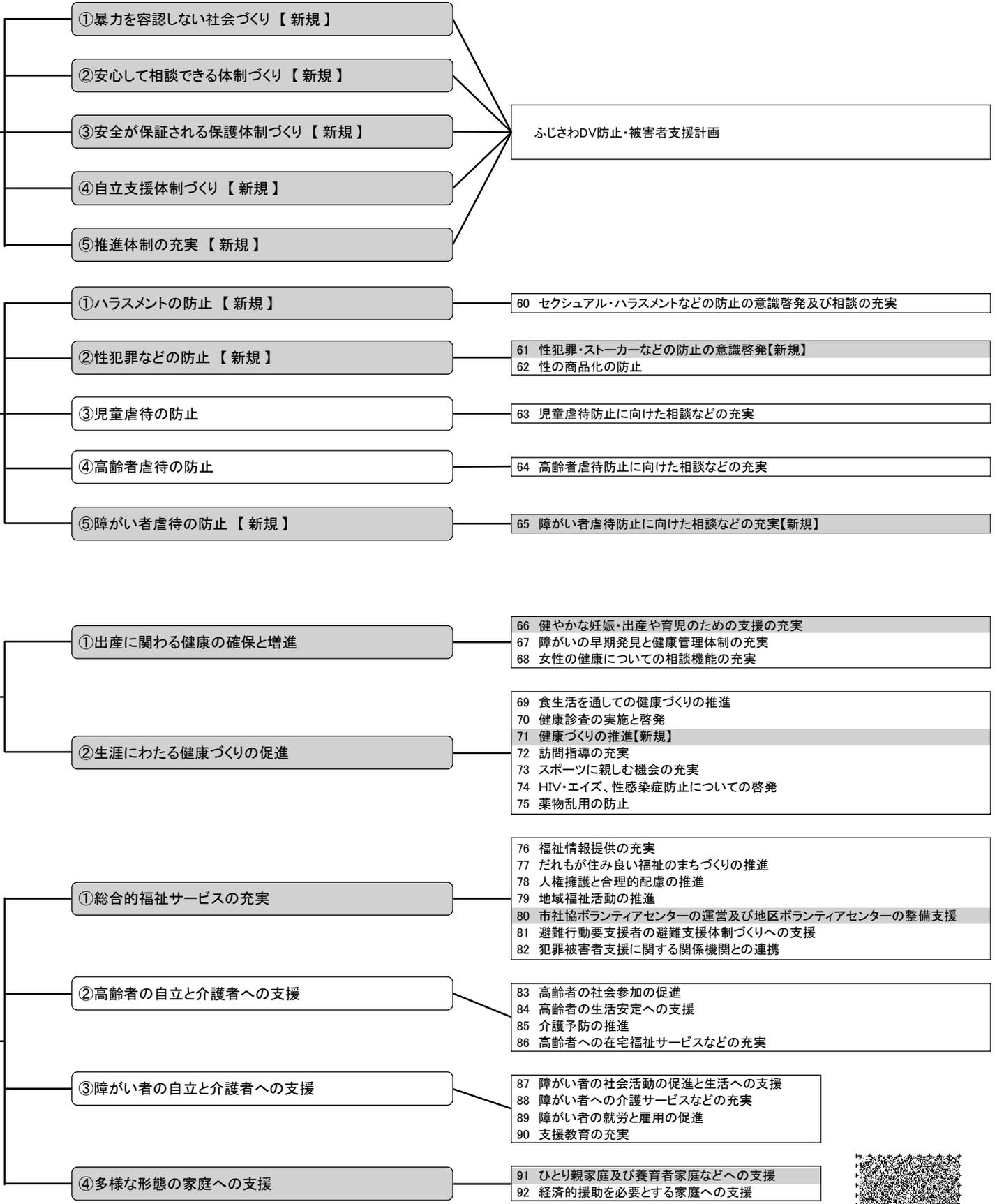
課題2  
援助を必要とする男女への支援と自立の促進

■ は、新規事業及び変更・拡充事業



施策の方向

事業名



## 2 重点目標と課題・施策の方向性

### (1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

#### ●重点目標1を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市 民	男女共同参画社会実現に向けたイベントや学習会に自発的に参加し、男女共同参画についての理解をさらに深めることに努めます。
ボランティア N P O	様々な地域活動の組織・運営を通じて、人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努めます。
大 学	地域、行政等と協働し、市民意識の啓発活動など、人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努めます。
企 業	企業内の男女共同参画をさらにすすめるため、研修会などを実施して社員等の意識啓発を図ります。
行 政	研修会やシンポジウムの開催、情報紙の配布などを通して、男女共同参画の意識啓発活動を推進、支援します。

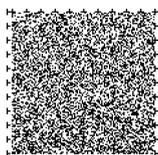
#### 課題1 男女共同参画社会の意識づくり

男女が、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる場面に主体的かつ対等に参画し、利益を均等に享受するとともに、共に責任を担う社会が「男女共同参画社会」です。

市民意識調査では、「男女共同参画（社会）」という言葉の認知状況（図1）の設問に対して、64.2%が「知っている」、32.7%が「知らない」と回答しており、「男女共同参画（社会）」という言葉が、ある程度浸透していることがうかがえます。

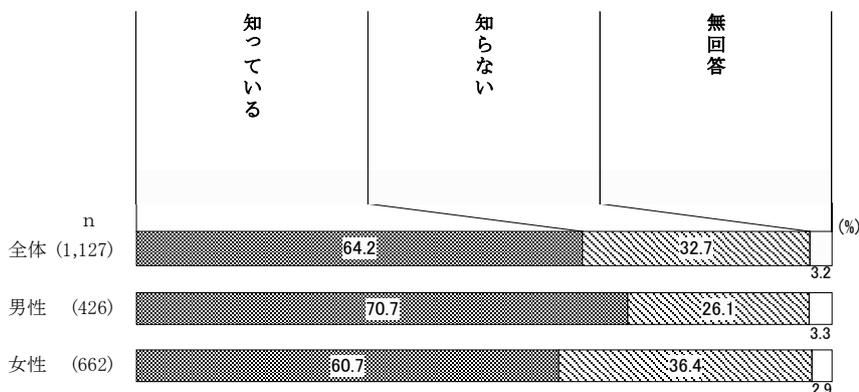
各分野における「男女の地位の平等感（図2）」では、「男性のほうが優遇されている」「どちらかという、男性のほうが優遇されている」を合わせると「社会通念・慣習・しきたり」82.4%、「職場」76.8%、「社会全体」72.1%と高くなっており、社会の様々な場で男性が優遇されていると感じている人が多いという現状があります。2008年（平成20年）に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）と比べて、男性優位感はむしろ増加しています。また、「男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと（図3）」では、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりなどを改めること」がもっとも高く、41.9%になっています。

「社会通念」「慣習」「しきたり」を改めていくためには、固定的な性別役割分担意識の改革や性差に対する偏見の解消を図り、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。そのためには、行政のみならず、企業、市民など様々な主体が協



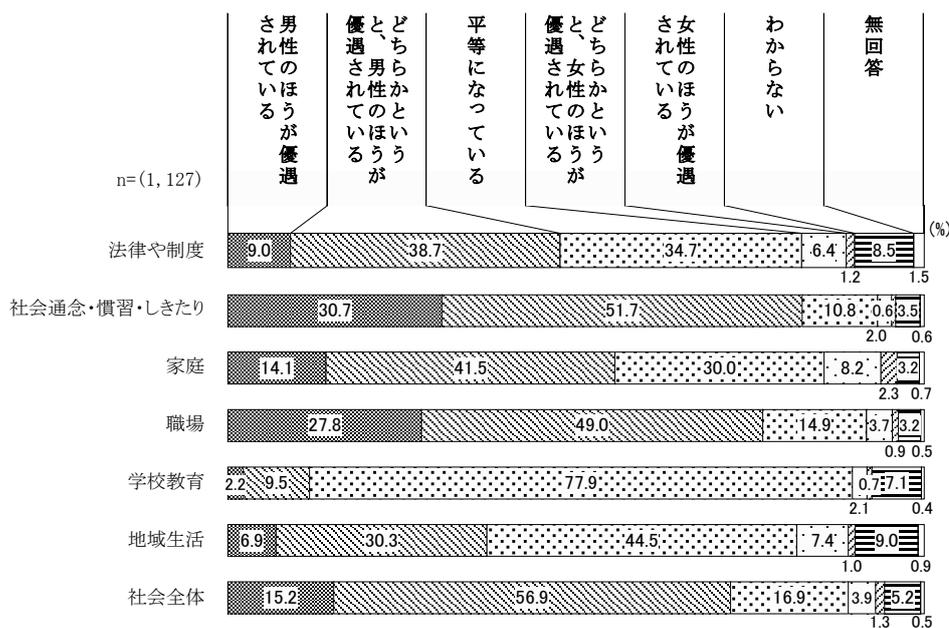
働して、情報提供や啓発活動の充実に努め、男女共同参画社会づくりをより一層すすめていくことが重要です。

図1 男女共同参画（社会）という言葉の認知状況



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

図2 男女の地位の平等感



【男性優位感※の比較】

前回調査 (平成20年)	⇒	今回調査
40.7%	⇒	47.7%
76.2%	⇒	82.4%
49.9%	⇒	55.6%
66.6%	⇒	76.8%
10.4%	⇒	11.7%
30.4%	⇒	37.2%
66.5%	⇒	72.1%

※「男性のほうが優遇されている」と「どちらかというど、男性のほうが優遇されている」の合計

資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

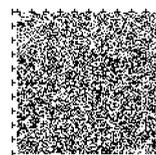
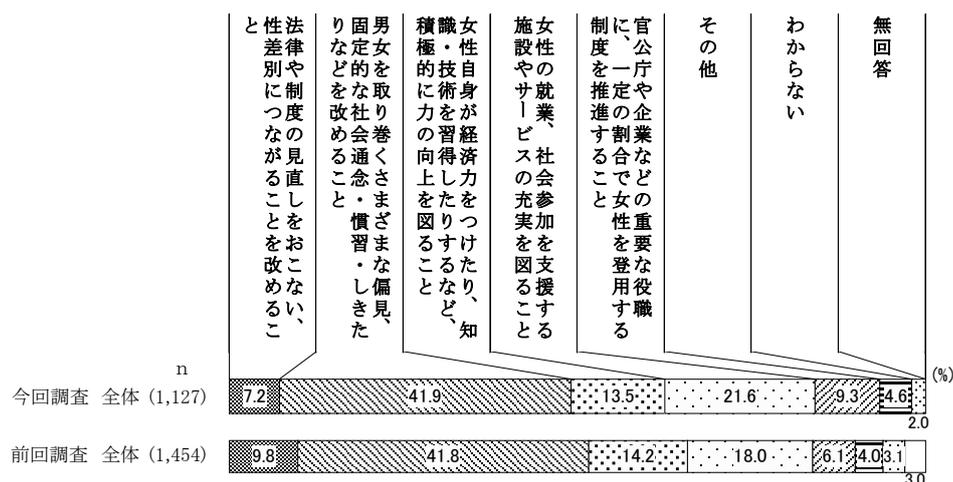


図3 男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと



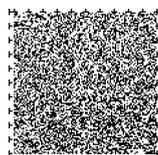
資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

### ＜施策の方向①＞意識改革のための市民・地域・行政の協働

講演会やワークショップなどの啓発活動により、企業及び地域団体等へ働きかけを行い、市民・地域・行政が協働して意識改革をすすめていきます。

また、多様な出版物や広報において、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女の多様なイメージが社会に浸透する表現にします。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
1	男女共同参画の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮	市から情報発信する刊行物・ホームページ・放送での言葉やイラストなどを、男女共同参画の視点から望ましい表現にします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報ふじさわ」などの発行にあたっての配慮</li> <li>●藤沢市公式ホームページでの配慮</li> <li>●行政刊行物発行などに際しての配慮</li> </ul>	広報課 関係各課
2	男女共同参画社会形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施	男女共同参画についての理解を深め、気づきを促すため、多様な事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画啓発事業「共に生きるフォーラムふじさわ」の開催</li> <li>●男女共同参画週間事業の実施</li> <li>●人権男女共同参画に関する職員研修の充実</li> </ul>	人権男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権男女共同参画に関する職員研修の充実</li> </ul>	職員課



## ＜施策の方向②＞男女共同参画を推進するための情報収集と提供

男女共同参画に関する資料や情報を積極的に収集し、広報紙や図書館等で特集を組むなど、市民にわかりやすいように提供していきます。また、男女共同参画社会の実現に向け、解決すべき課題を把握するために定期的に市民意識調査を行います。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
3	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女平等意識の啓発や意識を深めるための情報提供を積極的にすすめます。	●情報紙「かがやけ地球」やホームページ等による情報提供 ●他自治体情報紙などの資料収集	人権男女共同参画課
			●男女共同参画関係、女性関連などの図書の収集と提供	総合市民図書館
4	男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や考え方について実態調査を実施します。	●市民意識調査の実施	人権男女共同参画課

### 課題2 男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いの人権を尊重することが必要です。そのためには、ライフステージに応じた教育や学習が重要となります。

市民意識調査の結果でも、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（図4）」では、「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」は47.9%で、「育児や介護に関するサービスの充実」、「育児・介護を社会全体で担っていく意識の醸成」に次いで3番目に多く、学校教育や社会教育の重要性が認識されており、より一層の充実が求められています。

市民意識調査の「男女の地位の平等感（15ページ図2）」で、「学校教育」において「平等になっている」が77.9%と項目の中で最も高くなっていることから、学校教育での男女平等教育の効果が感じられていることがうかがえます。

今後とも、学校教育において男女平等教育をすすめ、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進し、男女を問わず生活を営むために必要な知識や技術を習得することの重要性について理解の促進を図る必要があります。

また、乳幼児期からの男女平等意識の形成を目標に、家庭・学校・地域が協働して、男女平等の取組を実践し、性別、年齢を問わず、様々な場で男女共同参画の学習機会を提供することが重要です。

社会教育の場においても、多様な青少年活動や市民との協働による事業などを通じ、男女共同参画について自らが考え、実践する機会の拡充が必要です。

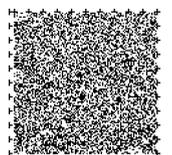
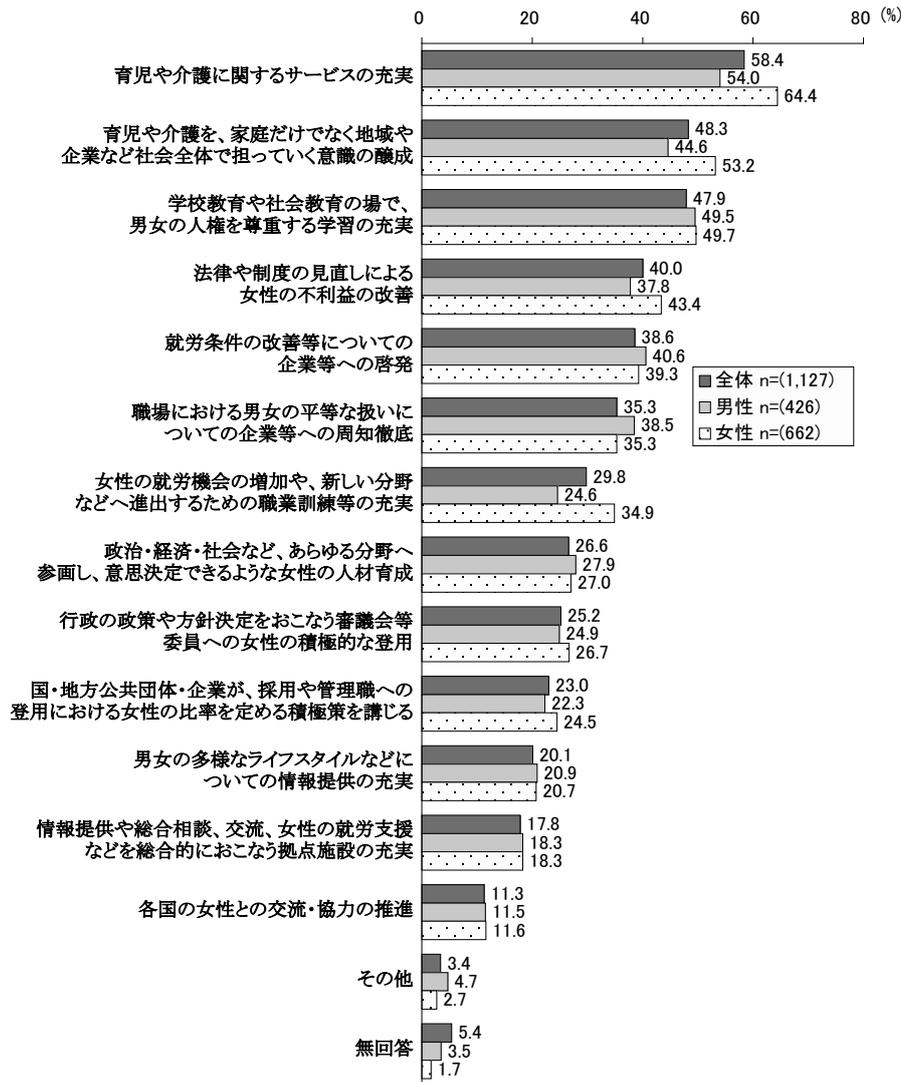


図4 男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（複数回答）

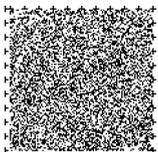


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

### <施策の方向①> 乳幼児期からの男女平等意識の形成

子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮し、子どもが互いの人格や人権を尊重できる心を育てていくことができるように、乳幼児期からの男女共同参画意識の形成をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
5	保育園などにおける男女共同参画意識の形成	子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮します。また、性について男女平等の視点から、子どもの成長段階に応じた指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもへの男女平等に関する意識付け</li> <li>● 職員、保護者などへの啓発、情報提供</li> </ul>	保育課



## ＜施策の方向②＞学校における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じ、いじめや性暴力といった課題が生じる背景について子ども自身が考え、互いの性や男女平等について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育てていきます。また、セクシュアル・ハラスメントやデートDV<sup>2</sup>の防止、セクシュアル・マイノリティ<sup>3</sup>に対する理解などの多様な課題に教職員が対応するために、教職員の研修や相談体制を充実させていきます。

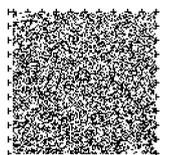
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
6	男女平等観に立った教育課程の推進	学校生活において、基本的人権を尊重した男女平等観を育むとともに、地域の実態に応じた特色のある教育課程の編成を行い、男女平等教育がより充実するように推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各教科、道徳、特別活動などの授業や行事における人権教育の推進</li> <li>●男女平等の視点に立った教材・副読本の選定</li> <li>●一人ひとりの個性を重視した進路指導の推進</li> </ul>	教育指導課
7	心身の発育・発達と性に関わる教育の推進	男女平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に即した心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理科、保健体育科、特別活動などの授業における実施状況について、指導主事が指導助言</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント防止リーフレットの活用</li> <li>●人権、環境、平和教育担当者会の開催</li> </ul>	教育指導課
8	教育相談の充実	子どもをとりまく様々な環境の中で、多様な問題をもつ児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、相談活動の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小中学校へのスクールカウンセラーの派遣による相談、電話・来庁による相談、スクールソーシャルワーカーによる相談、相談支援教室、就学相談などの充実</li> </ul>	教育指導課
9	男女平等の職場づくりと研修の推進	各学校において、男女共同参画社会を実現する視点に立った学校運営、職務内容、役割分担が確立されるよう、一層の意識の確立と課題の解決に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントの研修会の実施</li> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	学務保健課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	教育指導課

<sup>2</sup> デートDV（ドメスティック・バイオレンス）

交際中の恋人同士の間で起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、金銭を要求する、友達関係や行動を制限・監視する、性的行為を強要するなどの行為も含まれます。

<sup>3</sup> セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）

性的意識が同性又は両性に向かう人や、性同一性障がいといった方々のことをいいます。女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）の頭文字「L」、男性同性愛者（ゲイ、Gay）の「G」、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）の「B」、そして性同一性障がい含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の「T」から、これらの人々を総称して、LGBTということがあります。



### ＜施策の方向③＞社会教育における男女共同参画学習の推進

公民館をはじめとする社会教育の場において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、男性への働きかけ、市民との協働による女性のエンパワーメント事業など、より一層学習機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
10	女性のエンパワーメントのための学習の充実	女性をとりまく様々な問題を取り上げ、男女平等意識の高揚や、主体的な生き方ができるよう、女性のエンパワーメントのための学習の機会を提供します。	●女性を対象にした学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館
11	男性を対象とした男女共同参画学習の充実	あらゆる年代層の男性が、固定的な性別役割分担観にとらわれずに、生活的自立の重要性を自ら認識できる学習機会を提供します。	●男性の家庭・地域への参画を促進する学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館

### 課題3 男女共同参画社会づくりのための人権意識の醸成

男女共同参画社会づくりのためには、人は、みな平等であるという基本認識に立った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、互いの人権を尊重しあうことが大切です。

男女差別を容認する社会風土は、いじめ、虐待、民族差別、DV、インターネットによる人権侵害など、多様な人権課題を生む土壌でもあります。

藤沢市では、性別や人種・民族・国籍等にかかわらず、すべての市民が個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築をめざして、2007年（平成19年）2月に策定した「藤沢市人権施策推進指針」の中で、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることを「人権文化」としてとらえ、「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」を基本理念に位置づけ、人権施策の推進を図ってきました。今後も引き続き、人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進と各分野の個別施策を推進していくことが必要です。

また、男女の人権保護のために、平和の実現は重要です。藤沢市では、核兵器廃絶と軍縮を世界に訴えた「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」を1982年（昭和57年）に制定し、1995年（平成7年）には、全国に先駆け「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定するなど、積極的に平和に向けた取組を実施してきました。戦争は深刻な人権侵害を呼び起こすものであり、次代を担う子どものためにも平和な社会を継承していくことが、我々おとなに課せられた責務です。

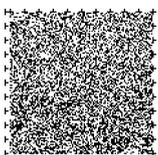
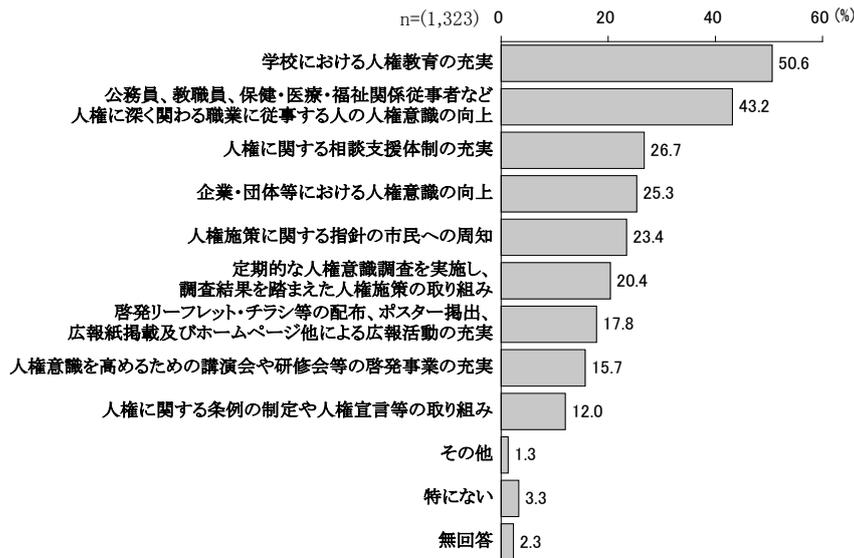


図5 市がめざす“人権が尊重される地域社会、”を実現するために今後必要な取組(複数回答)

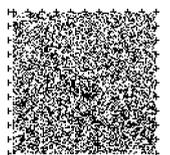


資料：第1回藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（平成27年3月）

### <施策の方向①> 人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進

すべての市民がお互いの人権を尊重し、自分らしい生き方ができるよう、職員及び市民向けの講演会や講座、研修会などを開催するとともに、情報提供を行います。特に、セクシュアル・マイノリティに対する理解や子どもの貧困など現代的な人権課題について問題提起や啓発活動を行います。また、学校教育においてもさらに人権教育の充実をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
12	人権施策の総合的な推進	あらゆる施策において、人権尊重の視点を反映させていくとともに、人権施策を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤沢市人権施策推進指針による着実な推進</li> <li>● 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進</li> </ul>	人権男女共同参画課 関係各課
13	人権に関する学習機会の充実	人権に対する正しい理解と認識を深めるために、講演会等を開催するとともに、各人権団体主催の講演会、研修会等への積極的参加をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会、研修会の開催</li> <li>● 人権啓発の推進</li> </ul>	人権男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会の開催</li> <li>● 人権啓発の推進</li> <li>● 他市教育委員会との連携による人権施策の推進</li> </ul>	教育総務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会等の開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館



No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
14	人権教育の総合的な推進	教職員の人権意識の向上を図る取組を実践し、人権尊重の視点に立った教育活動の充実を図り、自分も他の人も大切に育てよう児童生徒を育てよう人権教育の取組をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育についての指導資料の作成、配布</li> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	教育指導課

## ＜施策の方向②＞男女平等を基礎にした平和の推進

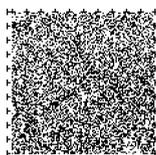
市民と協働して様々な平和事業を展開し、男女平等意識を基礎にした平和なまちづくりをすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
15	男女の平等を基礎にした平和なまちづくりの推進	人類共通の願いである核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて平和で安全なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平和推進事業の実施、非核宣言自治体との連携</li> <li>●基地問題解消に向けた取組</li> </ul>	平和国際課

## ＜施策の方向③＞外国人市民との多文化共生の推進

「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」に基づき、外国人市民への情報提供及び相談体制の充実を図るとともに、国際交流等を通じて国際理解を深めることにより、互いの文化と人権を尊重した、多文化共生のまちづくりをすすめます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
16	外国人市民に対する生活支援	外国人市民への生活の支援として、外国語による生活情報の提供や相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多言語翻訳による情報提供</li> <li>●外国人市民を支援する各種団体との連携、藤沢市外国人市民会議の開催</li> </ul>	平和国際課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人相談事業の充実</li> </ul>	市民相談情報課
17	国際化の推進と多文化共生のまちづくりの充実	市民一人ひとりが国際的な理解を深め、国際感覚を身につけ国際化を推進するとともに、多様な文化を認め合い、人権を尊重した多文化共生のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民主体の国際化推進事業</li> <li>●多様な国際交流推進事業</li> <li>●国際貢献都市推進事業</li> <li>●国際交流フェスティバルの開催</li> <li>●外国人市民の居場所づくり</li> </ul>	平和国際課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の国際交流事業の推進</li> </ul>	青少年課



## (2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

### ●重点目標2を実現するための担い手の役割と方向性

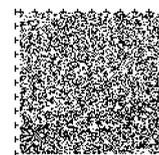
担い手	役割と方向性
市民	職業教育や訓練機会に積極的に参加し、自分自身の能力を高めるとともに、様々な活動に参画するよう努めます。
ボランティア NPO	地域活動を通じて、男女共同参画の意識啓発や学習機会づくりの取組に努めます。
大学	男女共同参画についての研究、教育をすすめていくとともに、女性の積極的な登用を図ります。
企業	労働関連法を遵守して、男女ともに働きやすい職場環境を整えるとともに女性管理職の登用比率を高めることに努めます。
行政	政策・方針決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の積極的な登用を図ります。

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

「女性活躍推進法」では、基本原則の一つとして「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」を挙げています。また、事業主としての地方公共団体及び民間事業主に①女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析、②定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表、③女性の活躍に関する情報の公表を求めています。

市民意識調査の「男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと（16ページ図3）」では、「官公庁や企業などの重要な役職に、一定の割合で女性を登用する制度を推進すること」が9.3%で、前回調査の6.1%より増加しており、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（18ページ図4）」では、「行政の政策や方針決定をおこなう審議会等委員への女性の積極的な登用」が25.2%、「国・地方公共団体・企業が、採用や管理職への登用における女性の比率を定める積極策を講じる」が23.0%となるなど、男女共同参画社会の実現のためには女性の積極的な登用が重要であるとの認識が深まってきていることがうかがえます。

「藤沢市審議会等の女性の登用状況(表1)」では、国への報告が義務づけられている法律を根拠として設置する附属機関や条例によって設置される附属機関などの各種審議会の女性登用比率は、2015年度（平成27年度）までに30.0%という目標は達成しているものの、直近5年では30%前後とほぼ横ばいで推移しています。「藤沢市郷土づくり推進会議」など、地域組織及び要綱設置の委員会を含めた藤沢市独自分類による女性登用比率は徐々にではありますが上昇し、目標としていた42.0%を達成しています。しかし、女性の専門家等が少ない分野があることなどから、女



性が1人もいない審議会等もあり、また藤沢市女性職員の管理職登用比率についても男性職員と比べるとまだまだ低い現状があります。

市民の様々なニーズに対応するためにも、市政への女性の参画を促進していくとともに、企業・団体など女性の職業生活における活躍を推進していく必要があります。

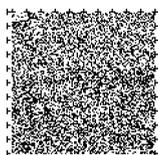
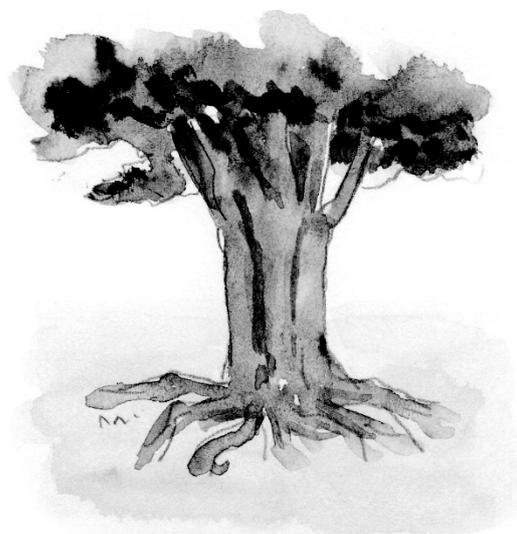
表1 藤沢市審議会等の女性の登用状況

	平成 22 年度 (2010.4.1)				平成 23 年度 (2011.4.1)				平成 24 年度 (2012.4.1)			
	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率
①国へ報告する登用率	66	638	199	<b>31.2%</b>	67	664	224	<b>33.7%</b>	54	586	185	<b>31.6%</b>
②藤沢市独自分類による登用率	251	7,982	3,137	<b>39.3%</b>	247	7,831	3,128	<b>39.9%</b>	235	7,738	3,128	<b>40.4%</b>

	平成 25 年度 (2013.4.1)				平成 26 年度 (2014.4.1)				平成 27 年度 (2015.4.1)			
	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率
①国へ報告する登用率	54	598	177	<b>29.6%</b>	56	648	199	<b>30.7%</b>	56	642	199	<b>31.0%</b>
②藤沢市独自分類による登用率	235	7,273	2,958	<b>40.7%</b>	240	7,687	3,155	<b>41.0%</b>	254	7,783	3,265	<b>42.0%</b>

①は、法律、条例設置の審議会などの数。②は、要綱、要領などによる協議会や任意の会議、実行委員会などの数

資料：藤沢市人権男女共同参画課調べ



## ＜施策の方向①＞政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性登用比率アップ対応方針に基づき、各種審議会、委員会などへの女性の参画を促進するとともに、女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて女性登用がすすまない要因を分析し、解決を図ります。

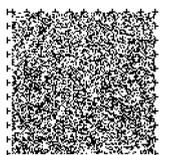
また、市女性職員の登用・能力開発・職域拡大等についても、「事業主行動計画」を策定・公表し、積極的に推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
18	審議会など、市政に対する女性の参画促進	行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向けて、各種審議会、委員会などの委員や市政への女性参画を促進します。	●女性登用比率アップ対応方針の徹底	人権男女共同参画課 全課
			●郷土づくり推進会議をはじめとした地域のまちづくりへの女性参画の促進	市民自治推進課
19	市女性職員の職域拡大と管理、監督者への登用	男女の別によることなく、広く全市的な視野に立って、公平・公正な職員配置をすすめる中で、女性職員の管理、監督者への登用を図ります。	●女性消防職員の経験・適正をいかした職域の拡大	消防総務課
			●女性職員のキャリアアップ支援の充実	職員課
			●能力・適性に応じた女性管理職登用の促進	学務保健課

## ＜施策の方向②＞企業・団体などへの女性登用の促進

「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体などの「事業主行動計画」策定・公表などの取組を支援・促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
20	企業・団体などへの女性登用の促進	企業や団体役員に女性の登用が図られ、方針決定過程に参画できるよう、意識啓発に努めます。	●「かがやけ地球」の発行	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」の発行	産業労働課



## 課題2 男女が平等に働くことのできる労働環境の整備

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）の推進につながり、重要な意義を持っています。

就業者のうち、非正規雇用者数は増加し続けており、特に女性の非正規雇用者の割合は半数を超えています。また、第1子出産を機に女性の約6割が離職し、女性の就業率が子育て期にあたる30歳代で低下する状況は、依然として変わっていません。

市民意識調査の「各分野における男女の地位の平等感（職場）（図7）」では、職場において「男性の方が優遇されている」と「どちらかというとなりの方が優遇されている」を合わせると全体で76.8%、また性別を問わずすべての年代で高い割合となっています。

また、「自らの能力を發揮していきいきと働くために必要なこと（図8）」では、「出産、育児、介護休暇を男女とも取りやすくする」が全体で61.1%（女性67.4%、男性53.5%）で最も高く、続く「労働時間を短くするなど調整して、男性も女性も地域や家族とのかかわりができるようにする」、「昇給・昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする」、「職場でセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の人権教育をしっかりとる」などの基本的な労働条件に関する項目は4割を超えています。性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの改善やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが求められています。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援をすすめる必要があります。

図6 現在の女性の就業状況

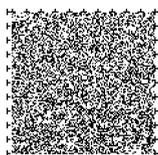
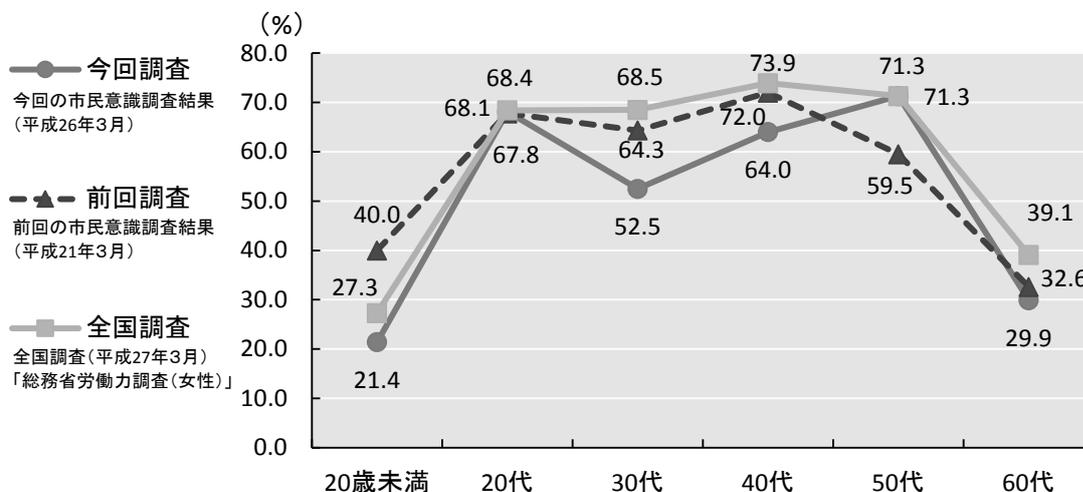
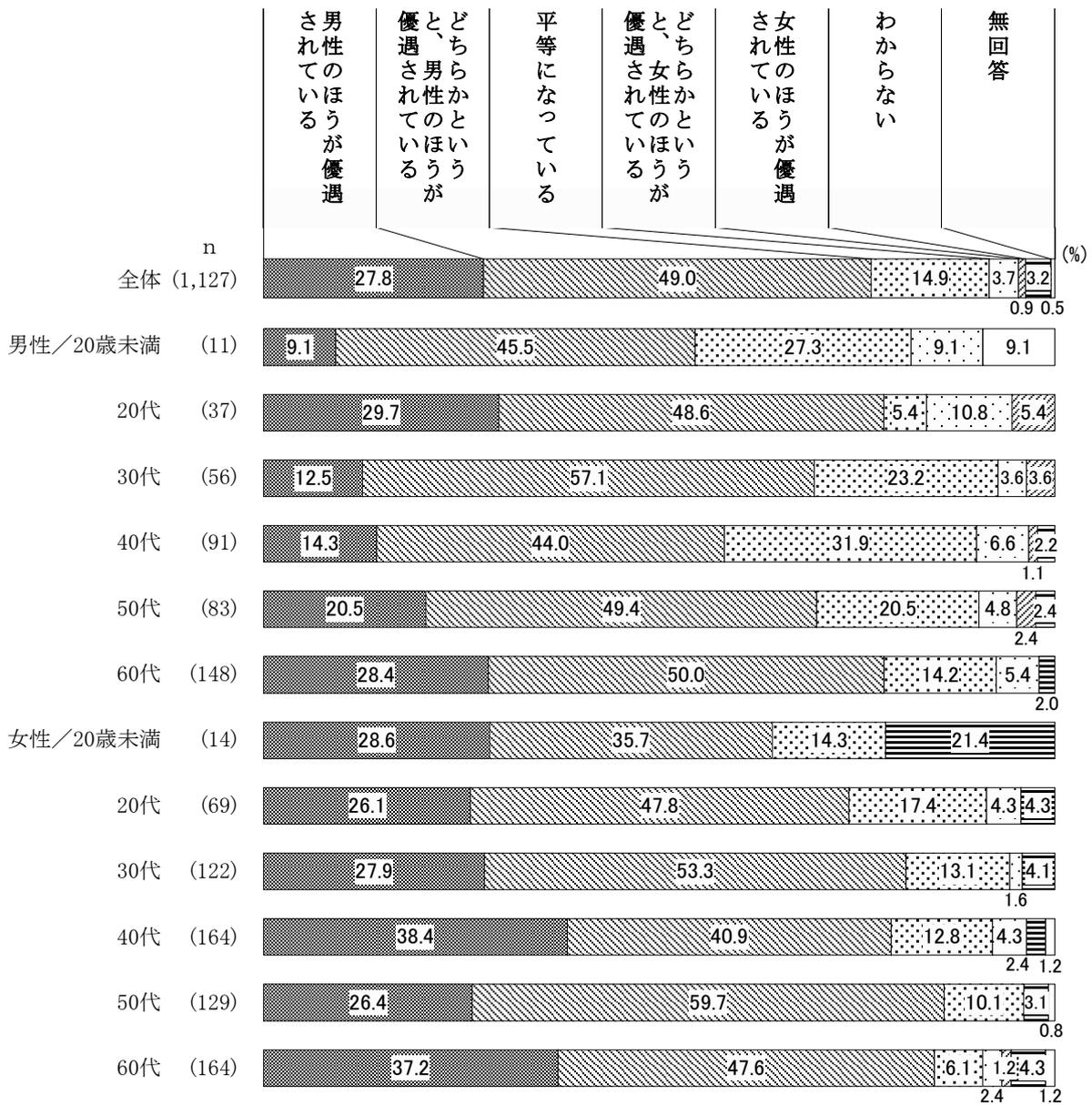


図7 各分野における男女の地位の平等感（職場）



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

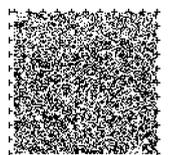
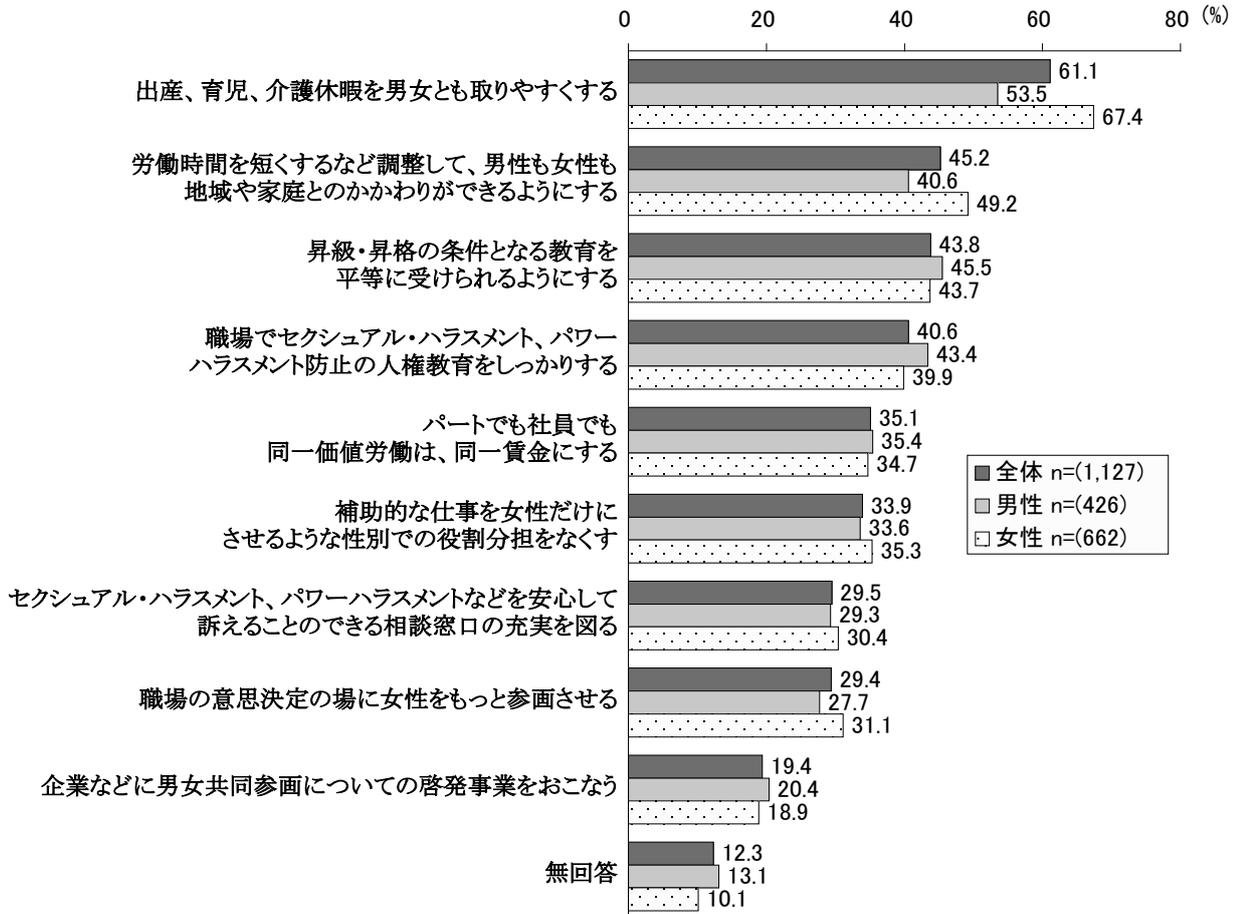


図8 自らの能力を発揮していきいきと働くために必要なこと（複数回答）

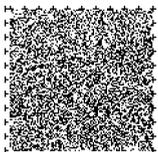


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

【自らの能力を発揮していきいきと働くために必要なこと（比較）】

順位	前回調査（平成20年）	今回調査
1位	出産、育児、介護休暇を取りやすくする 56.3%	出産、育児、介護休暇を取りやすくする 61.1%
2位	教育を平等に受けられる 47.8%	男女が地域や家庭とのかかわりができるようにする 45.2%
3位	男女が地域や家庭とのかかわりができるようにする 47.7%	教育を平等に受けられる 43.8%

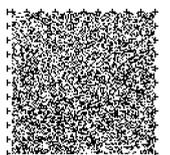
資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）



## <施策の方向①>女性の就業支援・キャリアアップ促進

情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
21	女性の職業能力形成のための教育・訓練機会の充実	女性の就業・職域拡大に向け、資格・技能習得を支援し、職業能力の向上を図ります。	●就労支援及び資格取得講座の実施	産業労働課
			●母子家庭の母への資格取得や技能習得の支援	子育て給付課
22	女性の雇用・就労機会の促進	働きたい女性がその意欲を失わずに、持っている能力を伸長・発揮できるように女性の就業を促進します。	●湘南合同就職面接会の開催	産業労働課
23	労働講座の開催と職業観育成のための情報提供	働く女性が職業人として認識を高めるとともに、いきいきと働くための労働に関する知識習得を図ります。また、公共職業安定所と連携して、多様な職種情報の迅速な収集と提供を図ります。	●就労支援及び資格取得講座の実施 ●「勤労ふじさわ」の発行	産業労働課
24	起業に関する情報提供と支援	起業セミナーなどを通して、コミュニティビジネスに取り組む先進事例を紹介し、事業者同士のマッチングなどを行う中で、女性の視点による新事業の創出を支援します。	●コミュニティビジネス起業セミナーや事業者見学会などの開催支援 ●コミュニティビジネス創業者や創業希望者に対する事業計画のブラッシュアップなどを目的とした相談業務、専門家による事業診断の実施 ●事業所開設時の事業所に係る賃借料及び改装工事費の助成 ●労働相談体制の充実	産業労働課



## <施策の方向②>女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

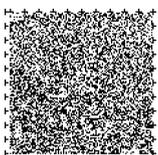
基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るため、勤労者や事業主へ関係法律についての啓発により、男女共に働きやすい環境づくりを推進します。マタニティ・ハラスメントなど、女性の諸問題解決のために専門的な労働相談を実施します。また、女性労働に関する施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携強化を図ります。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
25	労働関連法令の遵守についての情報提供	基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るため、勤労者や事業主へ関係法律についての啓発をすすめます。また、労働関係法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女共に働きやすい環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「勤労ふじさわ」の発行</li> <li>●経営者向けセミナーの実施</li> </ul>	産業労働課
26	女性の労働相談体制の充実	女性を含めた勤労者の労働諸問題解決のために、専門的な労働相談の充実を図ります。さらに、関係機関と連携し、幅広く、かつ効率的な相談体制をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般労働相談の実施</li> <li>●街頭労働相談会の開催</li> </ul>	産業労働課
27	国、県などの労働機関との連携強化	女性労働施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かながわ労働センター湘南支所との連携</li> <li>●湘南雇用環境情報交換会の開催</li> </ul>	産業労働課

## <施策の方向③>女性の職業生活における活躍の推進

女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域における様々な関係機関が連携し、取組をすすめます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
28	女性の活躍推進に関する協議の場の設置	女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域における様々な関係機関と連携し、取組をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働問題懇話会の開催</li> </ul>	産業労働課 人権男女共同参画課



### 課題3 地域での男女共同参画の推進

藤沢市では、「市民集会」にはじまり「藤沢市郷土づくり推進会議」につながる先進的な市民の市政参加・市民自治の取組がすすめられてきました。自治会・町内会をはじめ、市民によるボランティア、NPO法人等の活動も盛んに行われ、特色を生かした魅力ある地域づくりが展開されています。

活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

市民意識調査の結果では、「地域活動への参加経験（図9）」は、「町内会や自治会などの活動」が38.8%で最も高く、次いで「民間のカルチャーセンターやスポーツクラブなどでの活動」（16.7%）、「PTAなどの活動」（12.3%）、「市の講座や市主催の活動」（11.3%）、「地域での自主的なグループ・サークル活動」（11.0%）となっています。

また、参加の有無では、「どれにも参加したことがない」が36.6%で、約3人に1人の割合となっており、性別では、女性の27.6%に対し男性は50.2%と、男性の参加がすすんでいないことがうかがえます。

「ボランティア活動や地域活動などをしていない理由（図10）」として、「仕事をしている」が全体56.2%、女性57.9%、男性54.7%とそれぞれ最も高くなっています。次いで「どんな活動があるか情報がない」が全体40.2%、女性42.1%、男性39.3%となっています。

情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、参画を促進する必要があります。特に男性が参画しやすい環境の整備が重要です。

一方で、市内の自治会長の約85%が男性という現状から、女性のリーダー起用促進に向けて、男女共同参画の地域での必要性についてさらなる啓発が必要です。女性リーダーの起用などを通じ、多様な市民の地域参加を積極的にすすめ、男女の協力のもとに相互交流による活力ある地域社会を形成していくことが重要です。

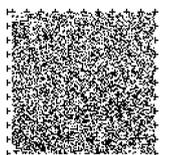
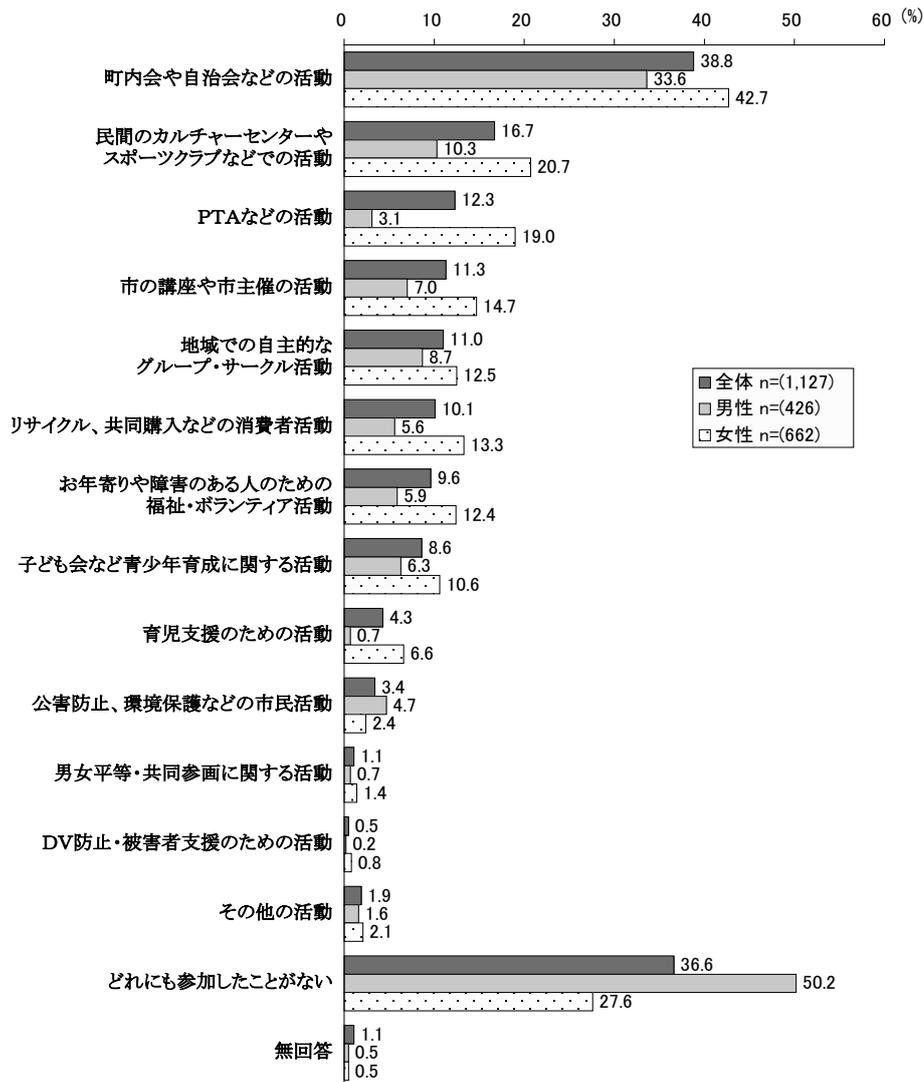
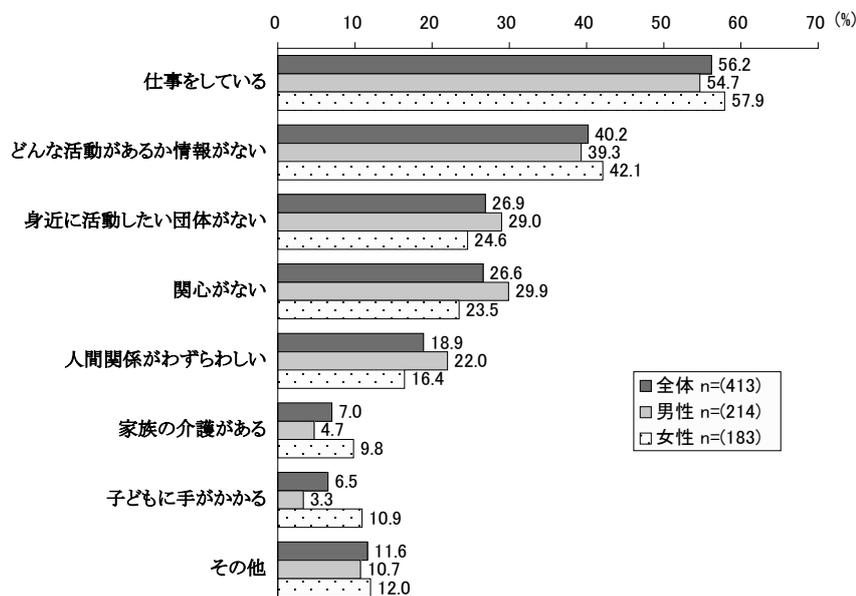


図9 地域活動への参加経験（複数回答）

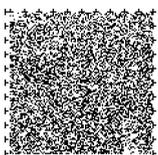


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

図10 ボランティア活動や地域活動などをしていない理由（複数回答）



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）



## ＜施策の方向①＞女性の地域リーダーへの起用促進

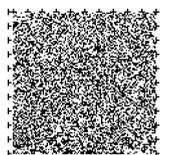
男女共同参画ネットワーク協力員による啓発などを通じて、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
10	女性のエンパワーメントのための学習の充実(再掲)	女性をとりまく様々な問題を取り上げ、男女平等意識の高揚や、主体的な生き方ができるよう、女性のエンパワーメントのための学習の機会を提供します。	●女性を対象にした学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館
29	男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開	男女共同参画ネットワーク協力員への研修会や啓発活動を積極的にすすめ、地域における男女共同参画を推進します。	●研修会の開催 ●男女共同参画啓発活動の実施	人権男女共同参画課

## ＜施策の方向②＞男女共同参画社会を支える市民活動の育成・支援

市民の地域活動を促進し、市民活動における男女共同参画をすすめるために情報提供や団体育成及び活動の場の提供など、様々な支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
30	NPOなど市民活動への支援	市民と行政が協働してまちづくりをすすめていくことをめざし、市民活動がより活発に展開できるよう支援します。	●市民活動推進委員会の運営 ●市民活動支援施設の管理運営 ●美化ネットふじさわの推進 ●公益的市民活動助成事業の実施 ●市民活動団体提案協働事業の実施 ●NPO法人の設立認証事務	市民自治推進課 関係各課
31	女性活動団体への情報提供と連携	女性が自主的な学習や活動を積極的に推進できるよう、情報提供をすすめるとともに、女性活動団体との協働により学習機会の充実を図ります。	●情報紙「かがやけ地球」による情報提供	人権男女共同参画課
32	男女共同参画についての情報提供・学習相談の充実	男女共同参画に関する市民の多様な学習活動を推進するため、学習情報を収集し、情報提供と学習方法などへの助言が一体となった学習相談体制の充実をめざします。	●生涯学習に関する情報の提供 ●学習相談の充実	生涯学習総務課 公民館

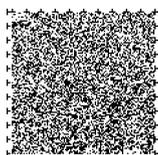


No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
33	保育者活動への支援	公民館での学習活動を支援するための公民館保育者(保育ボランティア)の研修を実施し、研修を終了した人がそれぞれの地域でより豊かな活動を展開できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育ボランティア研修会の開催</li> <li>● 保育者セミナーの開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
34	人材登録制度の充実	様々な分野で、豊富な知識や優れた技術技能をもった市民を発掘し、自らの学習成果を生かす活動の場を提供するなど、市民の人材資源の活用を充実させ、主体的な学習活動を支援します。	● 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」の運営	生涯学習総務課

### <施策の方向③> 多様な市民の地域参加の促進

日頃、地域活動に参加しにくい市民や若い世代に参画を促すため、学習機会や情報の提供など積極的な働きかけを行い、様々な市民の地域活動参画を促進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
35	地域社会への共同参画を促すための学習機会の充実	日頃、地域活動に参加しにくい市民の地域社会参画を促すため、様々な活動・学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動を促進するための講座の開催</li> <li>● 生涯学習大学の開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
36	保育つき事業の促進	子育て中でも、市民活動や学習の機会に積極的に参加できるよう、各種事業の開催に保育の場を設けます。	● 各種事業開催における保育つき事業の実施	関係各課
37	地域コミュニティにおける異世代協働の促進	地域活動に若い世代の市民も参加し、異世代間交流が促進されるよう、若年層への積極的な情報提供をすすめます。	● 異世代間交流、協働活動の推進	人権男女共同参画課 関係各課
38	学校・家庭・地域の連携強化	学校・家庭・地域の連携による地域協力者会議を開催し、児童・生徒の健やかな成長を支援するため、地域の課題について協議し、解決をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校区を基本とした15の地域協力者会議の開催</li> <li>● 地域課題の協議、推進事業の周知</li> <li>● 各校区の特徴を生かした事業の実施</li> </ul>	学校教育企画課
39	P T A 活動への支援	P T A 活動についての理解を深め、会員の資質の向上を図るとともに、P T A 活動における男女共同参画を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A 育成事業の充実</li> <li>● P T A 役員研修会の開催</li> </ul>	学校教育企画課



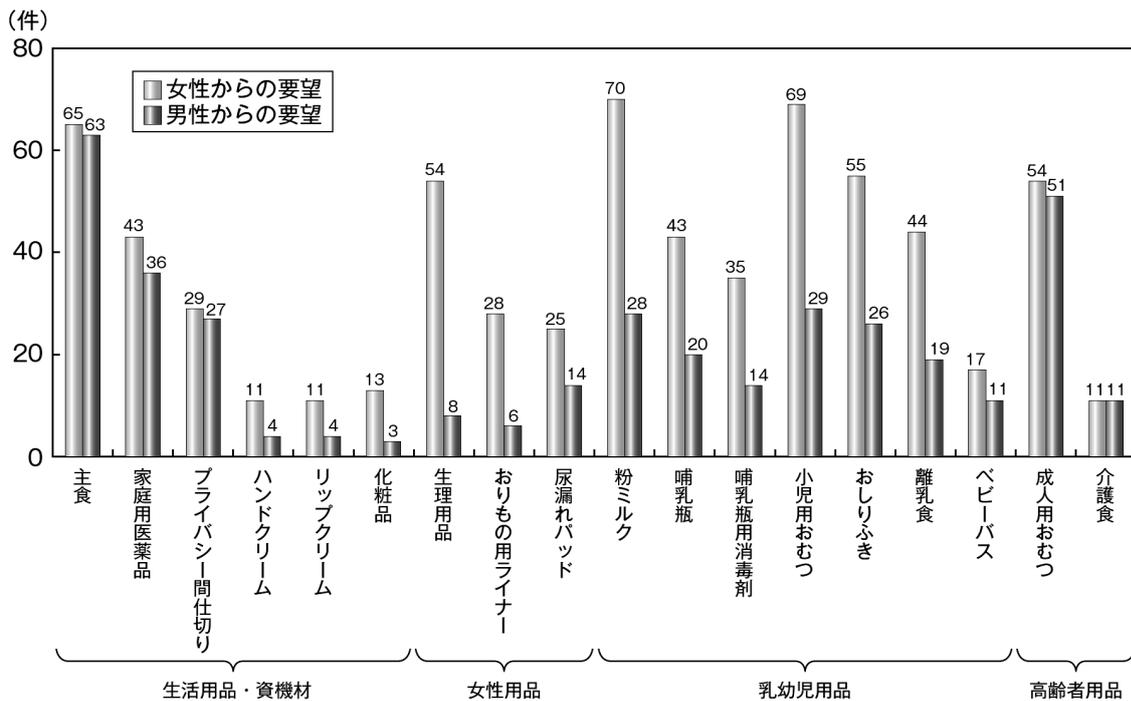
## 課題4 防災分野での男女共同参画の推進

東日本大震災では、様々な意思決定の過程で男女共同参画が充分でなかったため、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じました。避難所では、仕切りや男女別の更衣室・トイレ等がなく、異性の視線が気になる状況に置かれたり、食事の準備や清掃などの家事的役割が女性に集中したりするなど、女性への負担が増大していたことが指摘されています。

災害時においては、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。そのためには、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の策定、防災会議など防災に関する意思決定の場や、防災現場への女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成推進が重要です。

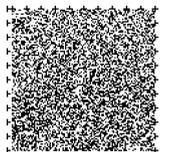
災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著となって現れるため、平常時からの男女共同参画を推進していくことが防災・被災時対応・復興を円滑にすすめていくための基盤となります。

図11 備蓄や支援物資に対する要望



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。  
2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時期は、平成23年11月。

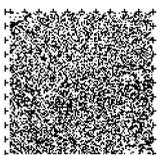
資料：平成24年度内閣府男女共同参画白書



## <施策の方向①>防災分野での男女共同参画の推進

防災に関する意思決定の場や防災の現場へ女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
40	自主防災組織への女性の参画促進	各種防災研修等において女性の積極的な参加を働きかけるとともに、自主防災組織の役員等へ、女性の積極的な登用を呼びかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災リーダー研修、避難施設等での体験研修等への女性の参加促進</li> <li>●ジュニア防災リーダーの育成</li> </ul>	防災危機管理室
41	消防団活動の充実強化に向けた男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた消防団活動を推進するため、男女の区別なく積極的に新規入団を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修への女性団員の参加促進</li> <li>●女性団員が活動しやすい環境整備の促進</li> </ul>	警防課
42	家庭防火推進員の養成	男女を問わず、家庭における火災を予防するため、火災予防の知識、技術を習得する家庭防火推進員を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭防火推進員への啓発</li> </ul>	予防課
43	避難施設運営における男女共同参画意識の形成	被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難施設における生活環境を常に良好なものとするよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女平等を意識した避難施設運営の為の会議や研修の実施</li> </ul>	防災危機管理室



### (3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

#### ●重点目標3を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市 民	家事、育児、介護など、家庭の仕事を男女で協力、分担し、仕事と家庭・地域生活の両立に努めます。
ボランティア N P O	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てや介護など、地域での多様なサービスや各種支援に努めます。
大 学	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた先駆的な取組を実践し、広く社会にその成果を発信していくことに努めます。
企 業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女共に、安心して育児・介護休業制度が利用できる環境づくりをめざします。
行 政	各種制度の周知など、職場環境づくりを支援し、仕事と生活の調和の啓発と推進を図ります。

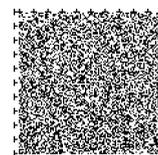
#### 課題1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

市民意識調査の「ワーク・ライフ・バランスの認知状況（図12）」では、「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせた「言葉の認知度」は62.8%となっており、前回調査時の47.2%に比べて認知度が大きく増加しています。

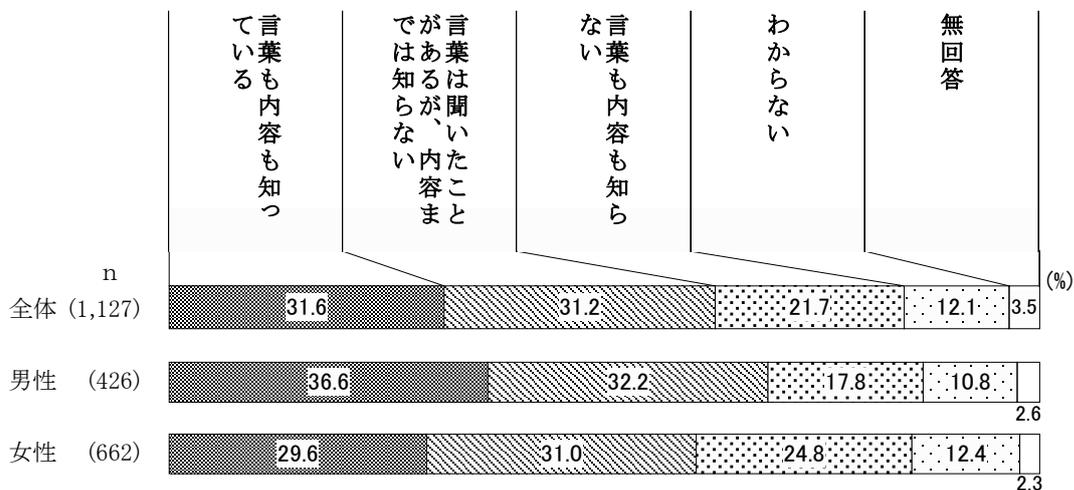
また、一日平均の「実労働時間（図13）」は、前回調査に比べて「9時間以上」の割合が減少しており、環境改善の兆しを感じられます。「実労働時間」は男女で大きな差がありますが、男性31.8%、女性10.8%が「9時間以上」となっています。通勤時間を考え合わせると、時間的余裕がなく、仕事と家事・育児・介護等との両立は難しい状態だと考えられ、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の抑制が重要であることがわかります。

「具体的な各制度の取得状況（図14）」では、「取得したことがある」は、「育児休業」女性12.5%、男性1.5%で、女性の方が取得率は高くなっています。また、「取得したい」は、「育児休業」女性38.9%、男性21.0%、「病児のための看護休暇」女性46.1%、男性30.6%、「介護休業」は女性50.6%、男性32.4%と、いずれも女性の方が高くなっています。一方、「取得するつもりはない」は、「育児休業」男性22.8%、



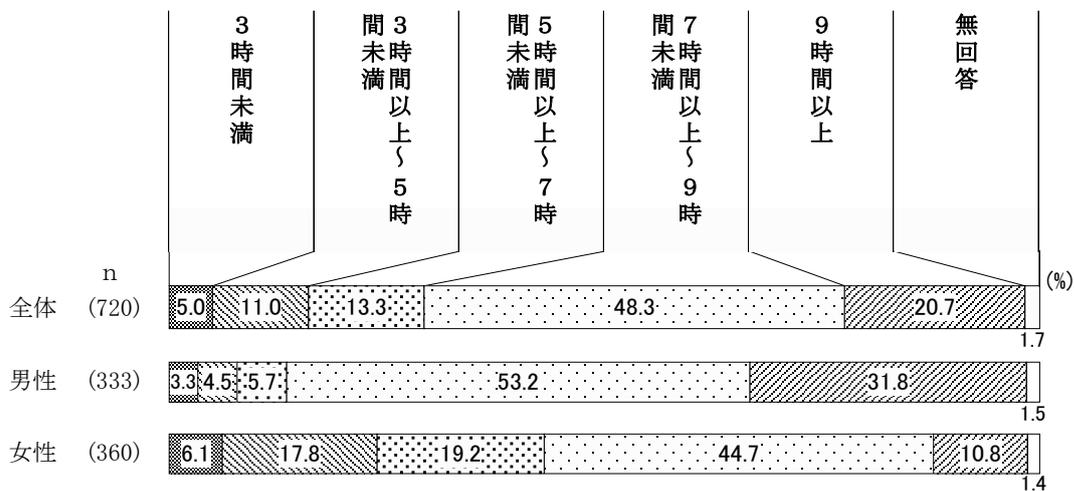
女性8.9%と、男性の方が高くなっており、男性の意識改革と職場環境の改善の必要性がうかがえます。

図 12 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 13 実労働時間



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

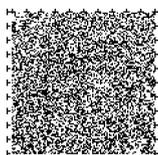
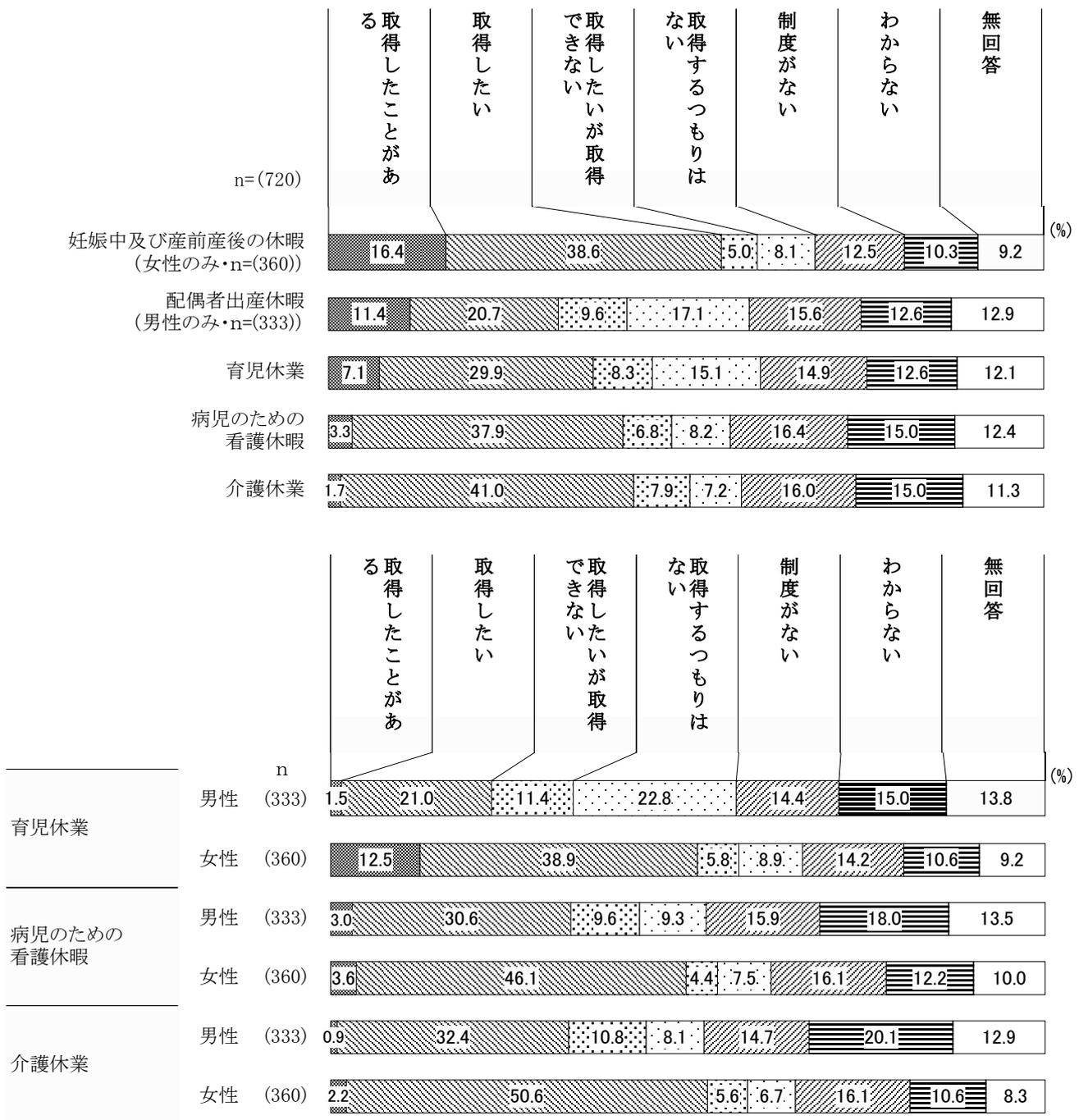
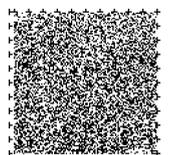


図 14 具体的な各制度の取得状況



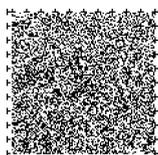
資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）



## <施策の方向①>ワーク・ライフ・バランスの推進

「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」などを通じて企業や商工会議所などと連携し、長時間労働の抑制、生産性の向上に向けた効率的な働き方、各種制度の普及、啓発活動をすすめ、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
44	長時間労働抑制に向けた企業や関係機関との連携	長時間労働の抑制をすすめるため、企業や関係機関と推進会議等で連携するとともに、情報提供や意識啓発を行います。	●情報紙「かがやけ地球」による紹介	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●国、県、関係機関などとの連携 ●ワーク・ライフ・バランス推進会議の開催 ●ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業向け、市民向け事業の実施	産業労働課
45	育児、介護休業制度の普及、推進	育児休業制度・介護休業制度について、広く事業主や労働者へ意識啓発をすすめ、制度の普及を図ります。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●経営者向けセミナーの実施	産業労働課
46	仕事と生活の両立についての啓発	仕事と生活の両立を支援するため、様々なセミナーを開催し、情報提供、意識啓発に努めます。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●経営者向けセミナーの実施	産業労働課



## 課題2 家庭における男女共同参画の推進

女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもはっきりと現れています。

市民意識調査の『「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識（図15）」では、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた「反対派」が53.8%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた「賛成派」の42.5%より11.3ポイント高くなっています。男女別では、女性の「反対派」が「賛成派」より18.3ポイント高くなっているのに対し、男性は「反対派」と「賛成派」に大きな差はありません。しかしながら、男女共に「賛成派」は「どちらかといえば賛成」という消極的意見が、明確な「賛成」意見を大きく上回っています。

「男女の役割分担意識に対する考え方（図16）」によると、「家庭の重大問題の決定」「子育て・子どものしつけ」「学校行事等への参加」「自治会・町内会等への参加」は「夫・妻で協力」が多く、男女が協力して行うべきだという考え方が浸透していることがわかります。

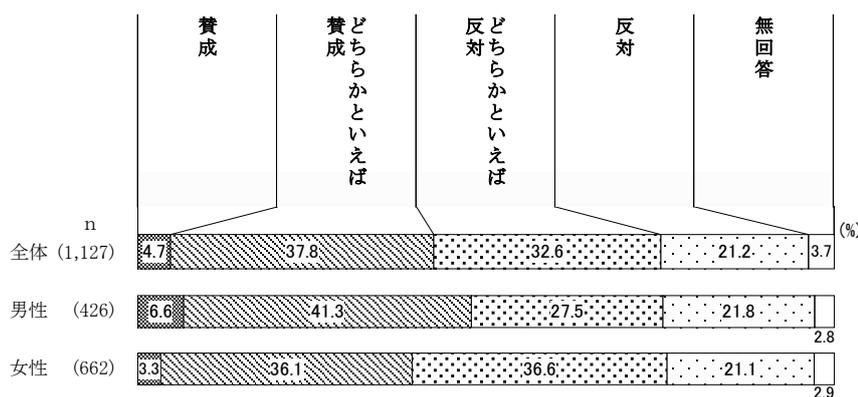
一方、「生活費を得る」は「主に夫」が44.8%、「食事の支度」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」などは「主に妻」が一定の割合を占めるなど、依然として女性が家事を担うべきという社会通念がうかがえます。

総務省の調査でも、「夫婦の生活時間（1日平均）（図17）」では、夫が家事・育児・介護等にかかわる時間は、妻の就業状況にかかわらず30分程度に留まっています。また、「6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事・育児時間の国際比較（図18）」によると、6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事等の時間は、1日あたり1時間7分（うち育児時間は39分）で国際的にみても低くなっています。

家庭における男女共同参画の推進に向けて、公民館等で家事・育児・介護等の教室を実施していますが、男性の参加者数は少ないのが現状です。

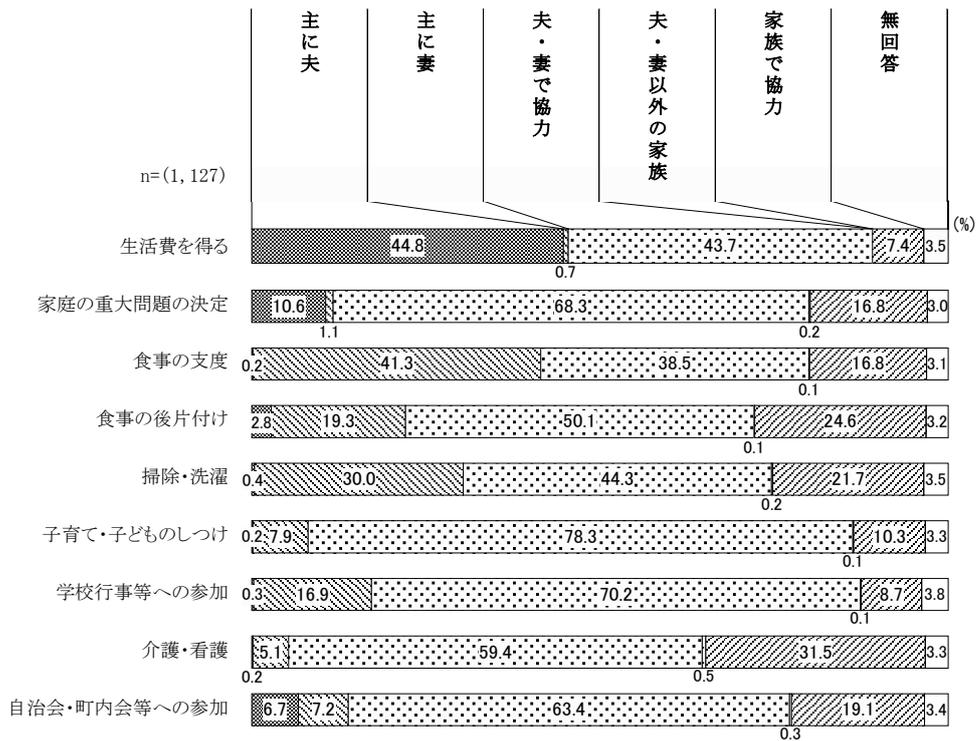
男性が家事・育児・介護等に参加し、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が重要です。男性の意識改革に加え、男性が家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の女性や年配者、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められています。

図15 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識



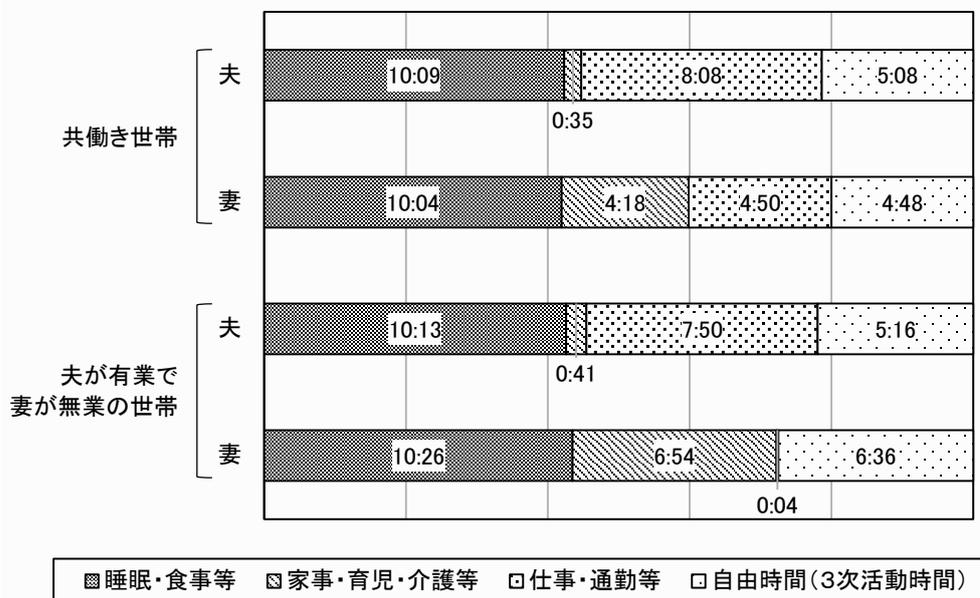
資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

図 16 男女の役割分担意識に対する考え方



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 17 夫婦の生活時間（1日平均）



資料：平成 23 年総務省社会生活基本調査

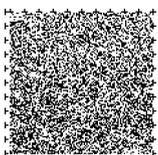
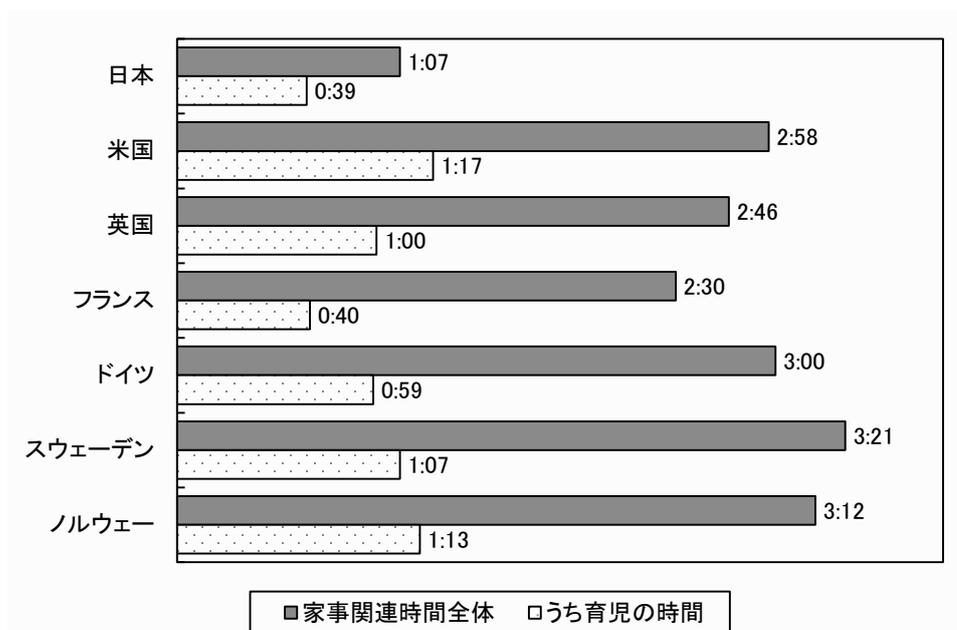


図 18 6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事・育児時間の国際比較



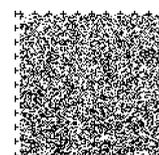
備考：6歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1日あたりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買物」の合計時間（週全体平均）

資料：平成27年度内閣府男女共同参画白書

### ＜施策の方向①＞男性の家事・育児・介護への参画促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が主体的に家事・育児・介護等に関わるよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、様々な啓発活動及び情報提供を通じて積極的に男性に働きかけ、意識啓発をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
47	家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの情報提供	働き方を見直し、家事・育児等を積極的に行っている男性の事例を情報提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「かがやけ地球」の発行</li> <li>●男女共同参画啓発事業「共に生きるフォーラムふじさわ」の開催</li> </ul>	人権男女共同参画課
48	男性の家事・育児への参画促進	性別役割分担意識の是正と、男性の生活的自立を促すための学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●両親学級（マタニティクラス）の開催</li> <li>●父子手帳の交付</li> <li>●男性を対象としたワーク・ライフ・バランスを充実させる講座の開催</li> </ul>	子ども健康課  生涯学習総務課 公民館
49	男性の介護への参加促進	介護に必要な知識の習得の場や、介護者同士の交流の場を設け、男性も積極的に参加するよう呼びかけを行い、男女が共に介護を担う意識を高めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護者教室</li> <li>●在宅介護者の会の運営</li> </ul>	高齢者支援課



### 課題3 子育て・介護等への社会的支援

男女共同参画社会の形成のためには、家族形態の変化や個人の生き方の多様化を踏まえ、男女が多様なライフスタイルを柔軟に選択できるよう、社会保障制度の整備が必要です。

市民意識調査の「ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと（図19）」では、「育児・介護休業制度の創設や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が、全体44.8%、女性49.8%、男性39.9%で、全体、女性で最も高くなっていることから、仕事と育児・介護の両立について多くの人が困難や不安を抱えていることがうかがえます。

また、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（18ページ図4）」では、「育児や介護に関するサービスの充実」が、全体58.4%、女性64.4%、男性54.0%で最も多く、「育児・介護を社会全体で担っていく意識の醸成」が、全体48.3%、女性53.2%、男性44.6%で、全体、女性で2番目に多い回答となっています。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など家庭や地域と取り巻く環境の変化に伴い、子育てに対する不安や孤独感が高まっている中で、子育て家庭の多様なニーズに対応したきめ細かい子育て支援サービスの充実が求められています。また、共働き世帯の増加を踏まえ、女性の活躍を支援するために、保育所や放課後児童クラブの待機児童解消は喫緊の課題となっています。

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動ができるよう、父親も母親も共に子育てを担っていく意識・環境づくりをすすめ、市民や関係団体等と連携し、地域全体で子育て支援を行っていく必要があります。

また、総務省の調査によると、家族の介護等を理由に離転職する人も年間10万人に達しており（平成24年「就業構造基本調査結果」）、今後も増えることが予想されています。相談体制の整備や各種支援サービスなど介護者の負担が軽減されるよう、様々な施策の充実が必要です。

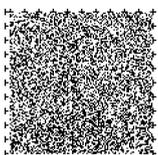
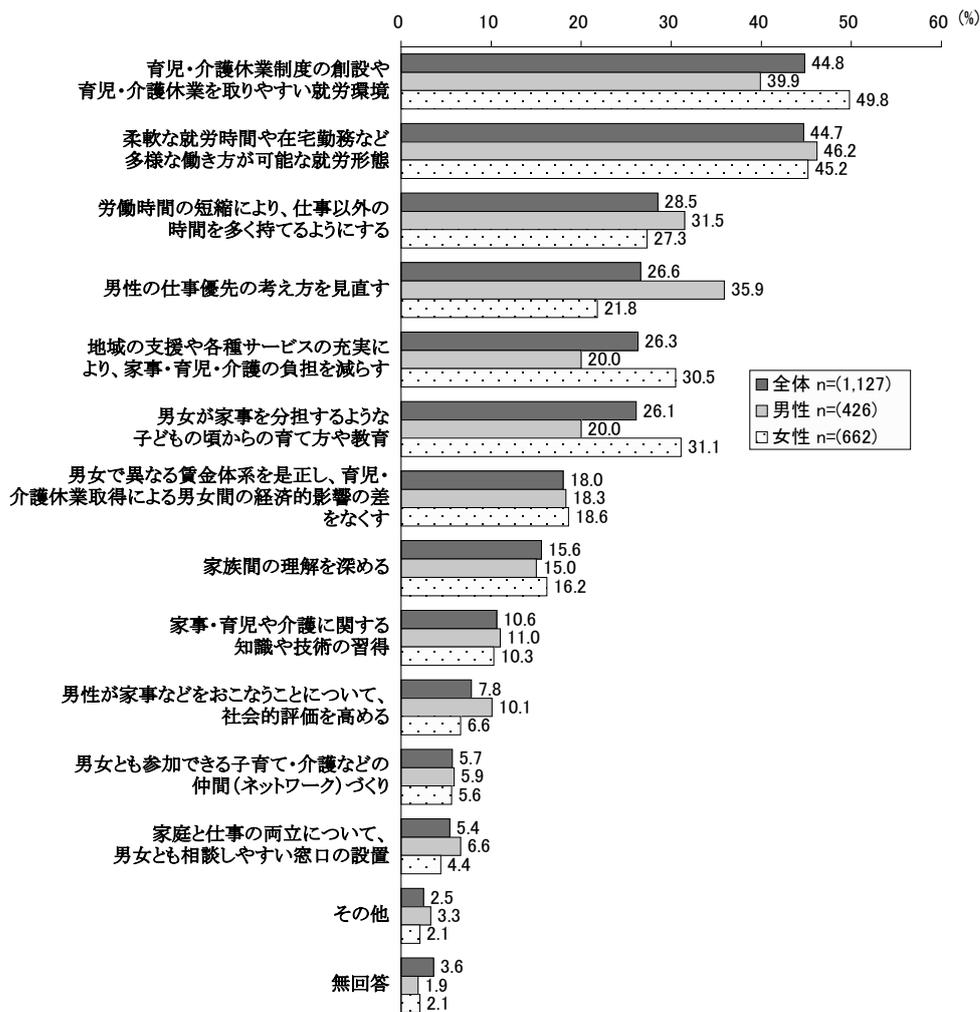
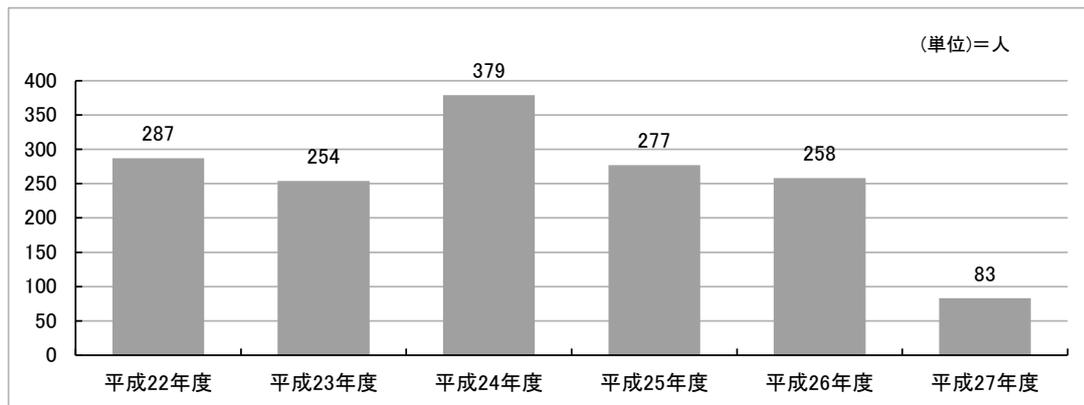


図 19 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと（複数回答）

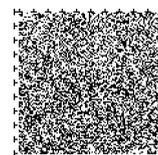


資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 20 藤沢市の待機児童数の推移



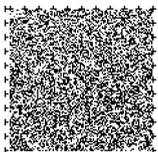
資料：藤沢市保育課調べ



## ＜施策の方向①＞多様なニーズに対応した保育サービスの提供

保育施設の整備をすすめ、保育サービスの量的拡充と質的向上をめざします。また、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供をすすめていきます。

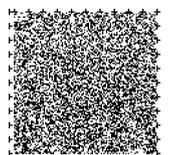
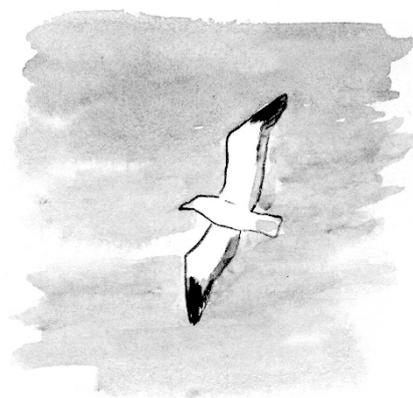
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
50	乳幼児期の保育・教育の充実	待機児童の解消に対応するため、保育所整備計画に基づき、認可保育所の新設のほか、認可外保育施設への認可化支援など計画的な整備を行い、保育サービスの量的拡充、質的向上を図ります。 また、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業や延長保育事業などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所や小規模保育事業等の計画的な整備による受け入れ児童数の拡大</li> <li>●一時預かり事業、延長保育事業などの充実</li> </ul>	子育て企画課 保育課
51	発達に課題がある子どもの支援体制の充実	発達に心配のある児童及び障がいのある児童について相談・支援を行うほか、関係機関と連携し支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども発達支援事業の充実</li> <li>●特別支援保育委託事業</li> </ul>	子ども家庭課
52	ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業の充実	ファミリー・サポート・センター事業では、育児の援助を受けたい人と援助を行う人からなる会員組織の運営を行います。また、子育て短期支援事業では、子育て中の保護者の病気・出産・出張・残業などの理由により、家庭で子どもの養育が困難になった場合に、施設において短期間の子どもの養育・保護を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の充実</li> <li>●ショートステイ事業</li> <li>●トワイライトステイ事業</li> </ul>	子ども家庭課



## ＜施策の方向②＞子育て支援事業の充実

地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターを中心に、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実など、地域における子育て支援事業を推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
53	藤沢市子ども・子育て支援事業計画の推進	「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」の実現に向けて、社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりをすすめます。	●「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の展開	子育て企画課
54	地域の子育て支援の促進	すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、市民や関係団体との連携・協力により、地域における子ども・子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりをすすめます。	●子育て支援センター事業の実施 ●つどいの広場事業の実施 ●子育てふれあいコーナー事業の実施 ●市民との協働事業「子育て応援メッセ in ふじさわ」の開催 ●子育て支援サークル等の交流	子育て企画課
			●保育所における地域の子育て家庭を対象とした相談・交流事業の充実 ●園庭開放・体験保育・世代間等交流事業の実施 ●子育て支援センターとの連携による子育て支援事業の実施	保育課
55	小児に対する医療の充実	小児の健やかな成長を支援するため、医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。	●小児への医療費助成の充実 ●未熟児養育医療の給付 ●育成医療の給付	子育て給付課



### ＜施策の方向③＞放課後児童への支援

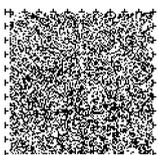
放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図るとともに、地域の身近な施設等で学習や活動の場を提供するなど、放課後等の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
56	青少年の学校外活動の充実	青少年の健全な育成に向け、地域で成長を支える環境づくりをすすめるとともに、青少年の健全育成事業を実施し、青少年の学校外活動の場や機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年指導員の研修の充実</li> <li>●青少年健全育成事業の推進</li> </ul>	青少年課
57	放課後の児童に対する施策の充実	保護者が就労などの理由により、放課後不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の就労支援、子育て支援を図る児童クラブ事業を実施するとともに、放課後などの小学校の余裕教室・体育館・校庭を活用して、実施小学校区の児童を対象に、安全・安心な居場所（遊び場）を提供する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童健全育成事業</li> <li>●放課後子ども教室推進事業</li> </ul>	青少年課

### ＜施策の方向④＞高齢者・障がい者支援の充実

要援護高齢者や障がい者などへの支援や家族の負担の軽減を図るため、各種福祉サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
58	高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	要援護高齢者などへの支援とその家族の負担の軽減を図るため、各種在宅福祉サービスなどの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援型ホームヘルプサービス</li> <li>●一時入所サービス</li> <li>●紙おむつの支給</li> <li>●寝具乾燥消毒サービス</li> <li>●給食サービス</li> <li>●緊急通報サービス</li> <li>●徘徊高齢者SOSネットワークシステム</li> </ul>	高齢者支援課
59	障がい者への介護サービスなどの充実	障がい者の自立支援及び社会活動の推進を図るため、障がい者自身が選択できる各種サービスの拡充をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童通所支援</li> <li>●短期入所</li> <li>●ホームヘルパーの派遣</li> <li>●訪問入浴サービス</li> <li>●施設での入通所サービス</li> </ul>	障がい福祉課



#### (4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

##### ●重点目標4を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市民	お互いの人権を尊重し、常に相手を思いやる心をもって、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
ボランティア NPO	地域活動を通して、あらゆる暴力の根絶に対する環境づくりと被害者の精神的安定の支援、意識啓発活動に努めます。
大学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会的対応策の提案に努めます。
企業	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を未然に防ぐことができるよう、社内体制の整備徹底をめざします。
行政	DVやセクシュアル・ハラスメント等防止をPRするとともに、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

#### 課題1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」をもとに、市民に最も身近な行政機関として、DVの防止に取り組むとともに、配偶者に限らず親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な人からのDV被害者に対して、きめ細かで切れ目のない支援を行っています。

一方で、市民意識調査の「配偶者・恋人間で暴力を振るった、または振るわれた経験と暴力の内容（図21）」の設問では、「振るわれたことがある」の回答のうち、上位より、「殴るふり、怒鳴るなど脅す」が9.4%、「何を言っても無視する」が8.8%、「『誰のおかげで食べられるんだ』等の発言」が7.7%、「医師の治療は必要ない暴力」が7.0%と続いています。

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、また暴力は被害者のみならず子どもや家族など周囲にまで悪影響を与える恐れがあることを考慮し、暴力を容認しない社会づくり、安心して相談できる体制づくり、安全が保証される保護体制づくり、自立支援に向けた体制づくりを構築していく必要があります。

また、DVの加害者が「デートDV」の加害者であったケースが多いとも言われており、子どもたちを将来の加害者にも被害者にもしないために、デートDV予防教育をすすめていくことが必要です。

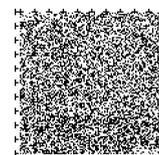
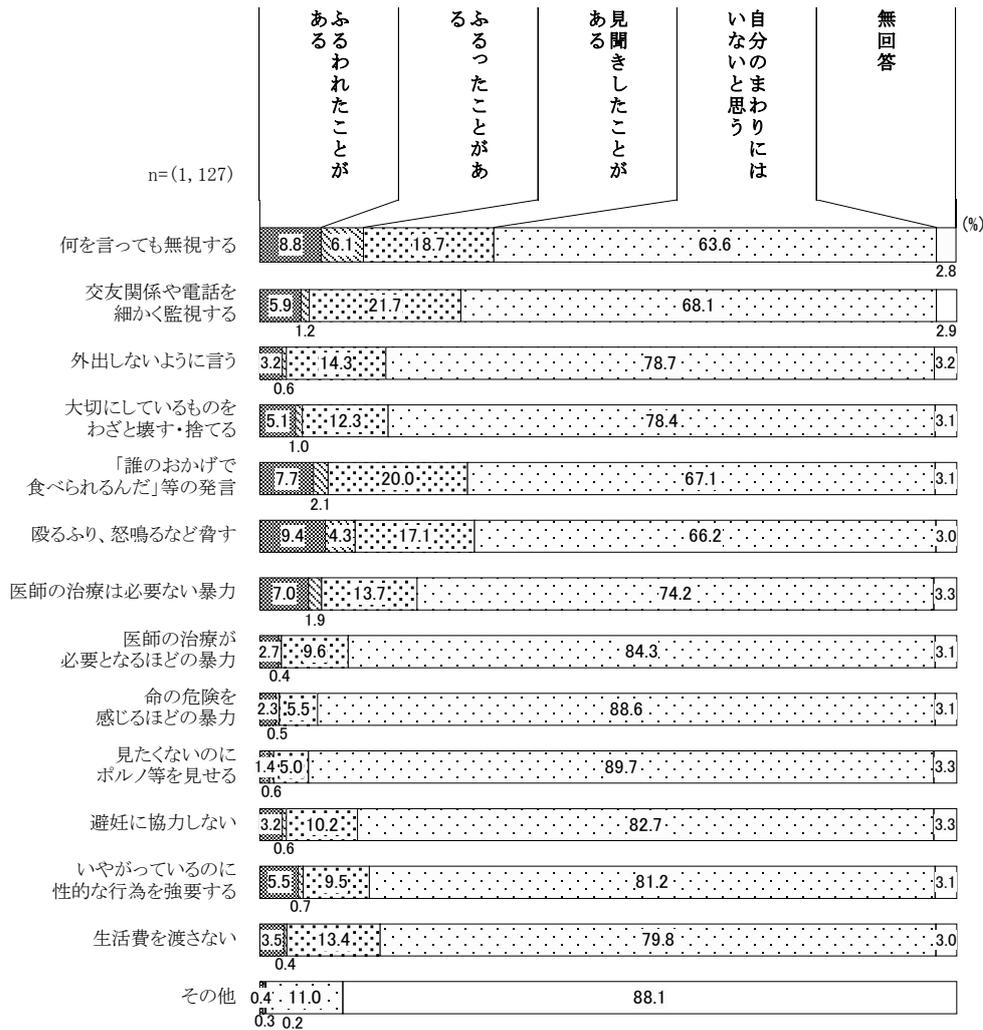


図 21 配偶者・恋人間で暴力を振るった、または振るわれた経験と暴力の内容



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

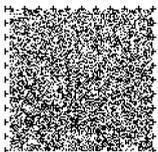
表 2 藤沢市における女性相談件数（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位＝件）

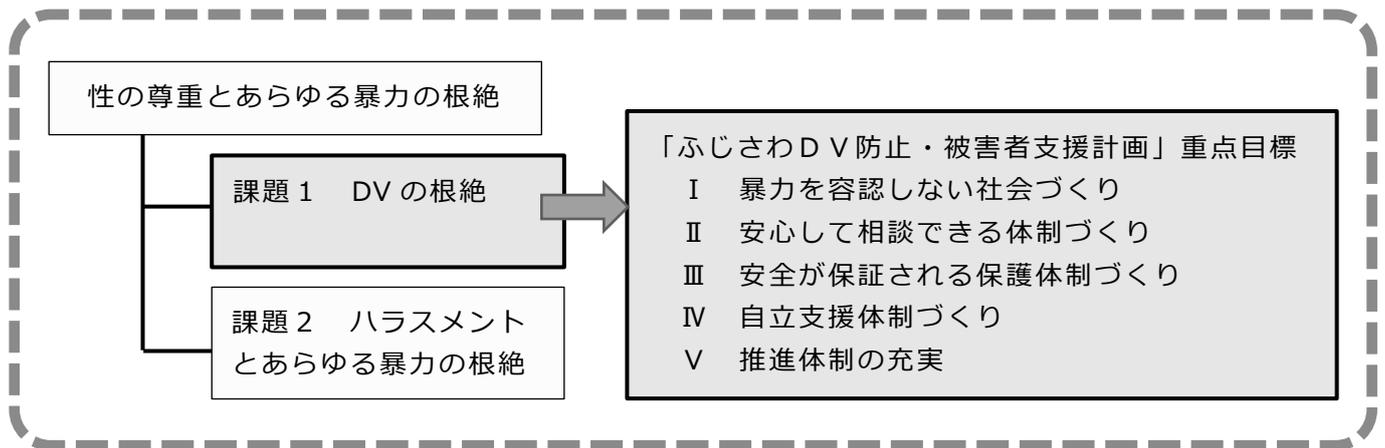
	相談件数		うちDV	内訳	
	実件数	延べ件数		来所	電話
2010(平成22)年度	219	671	118	65	53
2011(平成23)年度	209	588	121 (143)	61 (78)	60 (65)
2012(平成24)年度	228	468	115 (139)	64 (80)	51 (59)
2013(平成25)年度	213	414	130 (161)	77 (103)	53 (58)
2014(平成26)年度	194	460	117 (135)	82 (95)	35 (40)

※（ ）内の数字は子、親族等からの暴力含む

資料：藤沢市福祉事務所調べ



## 【参考】ふじさわDV防止・被害者支援計画との関係



### ＜施策の方向①＞暴力を容認しない社会づくり

あらゆる暴力防止のための啓発活動をすすめるとともに、男女平等観を育み、暴力ではなく言葉で表現しコミュニケーションができる教育やデートDV予防教育等を推進します。また、DV被害の早期発見・早期対応に向けて、医療機関への周知をすすめ、情報提供を求めるとともに、地域社会にも幅広く情報提供を行い、互いに見守り、支えあう社会をめざします。

### ＜施策の方向②＞安心して相談できる体制づくり

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知をすすめるとともに、相談情報の保護と管理の徹底に努めていきます。

### ＜施策の方向③＞安全が保証される保護体制づくり

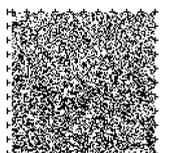
DV被害者の安全確保に向けて、関連機関との連携を図り、緊急時におけるDV被害者の安全確保に必要な支援をすすめていきます。

### ＜施策の方向④＞自立支援体制づくり

DV被害者が安心して自立した生活ができるよう、各種制度を利用した支援や必要な情報提供をすすめていきます。

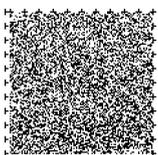
### ＜施策の方向⑤＞推進体制の充実

DV防止や被害者の支援をすすめていくために、関係機関や関係団体及び庁内関係各課との連携を強化し、DVに対する総合的な支援体制を整えていきます。



## 【ふじさわDV防止・被害者支援計画（別冊）の体系】

施策の方向	事業の内容	具体的事業
①暴力を容認しない社会づくり	●あらゆる暴力防止のための啓発活動	・「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発
		・情報紙「かがやけ地球」による啓発
		・「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知
	●男女共同参画学習の推進	・保育園などにおける男女共同参画意識の形成
		・男女平等観に立った教育課程の推進
		・心身の発育・発達と性に関わる教育の推進
		・性の商品化の防止
	●被害の早期発見の促進	・市内医療機関への周知
		・民生委員、児童委員等への情報提供
②安心して相談できる体制づくり	●相談機能の整備・充実	・各種相談の充実
		・男性被害者からの相談対応の検討
	●相談窓口の周知	・「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知（再掲）
●相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保	・関係課・各相談窓口間の連携の強化	
	●一時保護に向けた支援	・神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化
③安全が保証される保護体制づくり	●安全の確保	・一時保護における同行支援等（夜間・休日を除く）
	④自立支援体制づくり	●被害者への自立支援
・就労の支援		
・経済的な支援		
・各種制度の活用における支援		
●子どもへの支援		・心理的（虐待への）ケア
		・就学・保育等支援
●障がい者、高齢者への支援		・関係課・関係機関の連携の強化
●外国人市民への支援	・多言語による情報提供	
⑤推進体制の充実	●他機関との連携強化	・関係機関（県・警察等）との連携強化
		・民間団体との連携
	●庁内における連携の強化	・庁内連絡会議の開催
		・DV対応マニュアルの作成 ・職員に対する研修の実施



## 課題2 ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会においては、男女の個人としての尊厳が重んじられることが重要ですが、女性の社会進出に伴い、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどが問題になっています。

市民意識調査の「セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの経験(図22)」の設問において、「受けたことがある」は、『女だから』、『女のくせに』と差別的な発言をする」が12.8%、「宴会でお酌やデュエットを強要する」が11.2%、「容姿について繰り返し言う」が9.8%、「挨拶をしても自分だけ無視される」が9.5%と、1割前後の割合で経験があります。

近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニティツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪、買春、ストーカーなど暴力が多様化しています。

また、児童虐待は子どもの成長・発達に悪影響を与え、子どもの人権を著しく侵害する深刻な問題です。児童虐待防止を図るためには、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

一方で、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者なども増加することが予想され、高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。高齢者虐待を未然に防ぐため、情報の共有や連携体制が必要です。

さらに、障がい者も今後、増加が予測される中、障がい者虐待の防止、早期発見と迅速な対応、適切な支援に向け、広報や啓発活動の推進、関連機関との連携に取り組んでいくことが必要です。

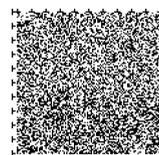
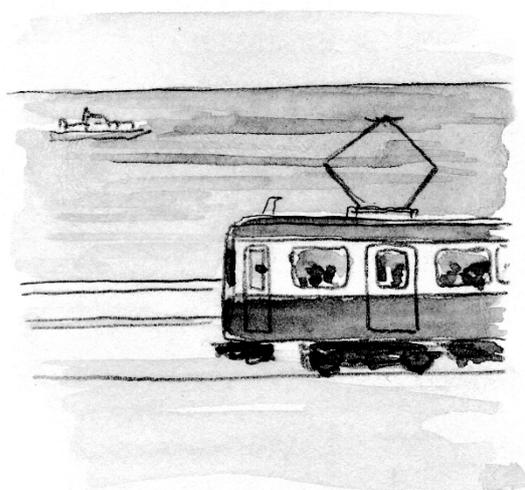
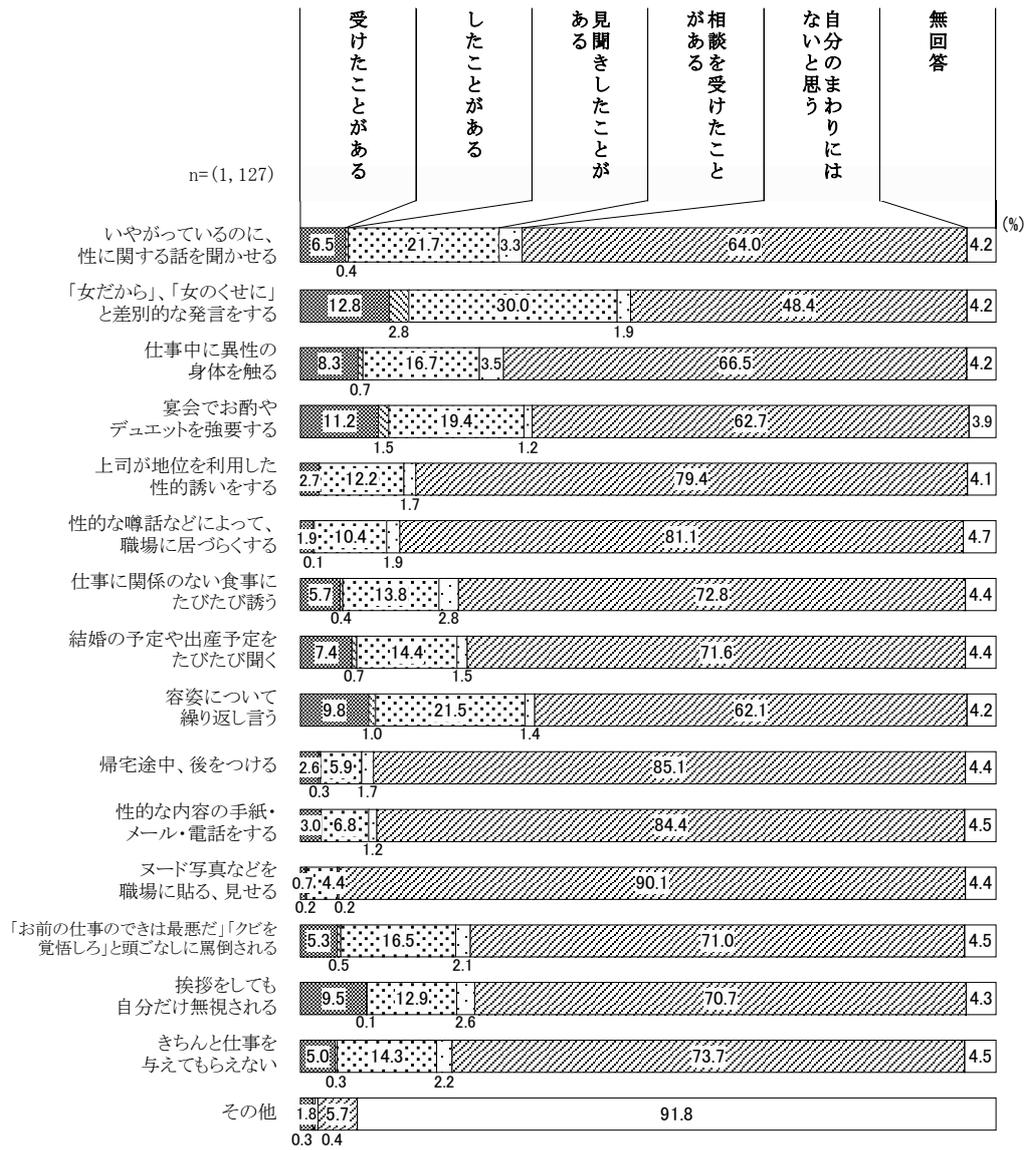
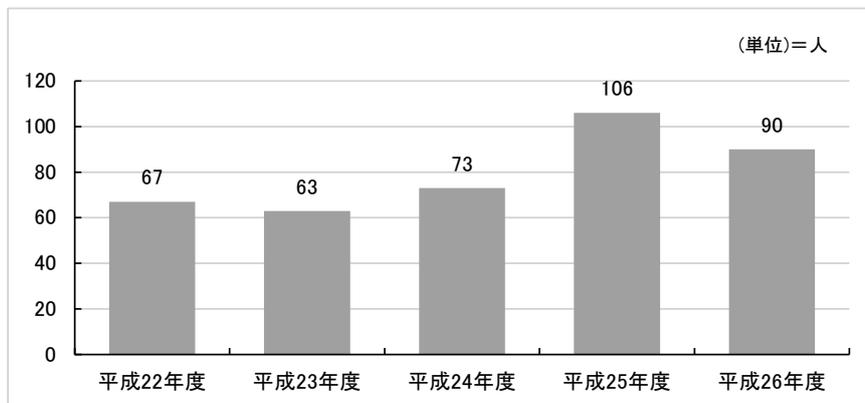


図 22 セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの経験



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 23 高齢者虐待 新規相談件数



資料：藤沢市高齢者支援課調べ

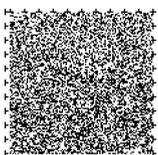


表3 藤沢市児童虐待相談の状況

1. 年齢層別件数（児童数ベース）

（単位＝件）

	乳幼児 (1歳未満)	幼児	小学生	中学生	高校生	その他・不明	合計
2010(平成22)年度	32	90	74	20	6	1	223
2011(平成23)年度	31	128	92	22	11	4	288
2012(平成24)年度	41	170	92	22	9	0	334
2013(平成25)年度	22	158	60	25	7	0	272
2014(平成26)年度	34	186	96	27	11	0	354

2. 種類別件数（児童数ベース）

（単位＝件）

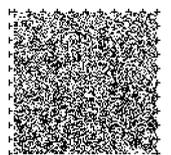
	身体的虐待	ネグレクト (育児怠慢)	心理的虐待	性的虐待	その他	合計
2010(平成22)年度	70	78	73	2	0	223
2011(平成23)年度	76	123	87	2	0	288
2012(平成24)年度	113	102	119	0	0	334
2013(平成25)年度	106	79	80	7	0	272
2014(平成26)年度	111	136	107	0	0	354

資料：藤沢市子ども家庭課調べ

<施策の方向①> ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
60	セクシュアル・ハラスメントなどの防止の意識啓発及び相談の充実	様々な場所において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための意識啓発をすすめます。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●セクシュアル・ハラスメント防止週間の周知、啓発 ●相談窓口の整備・充実	職員課
			●相談窓口の整備・充実 ●「勤労ふじさわ」による啓発	産業労働課



## ＜施策の方向②＞性犯罪などの防止

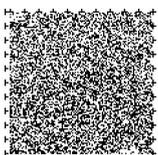
性犯罪などの暴力を容認しない社会づくりのための啓発活動をすすめるとともに、男女平等の視点を意識した教育を推進していきます。また性の商品化の防止に向けて、意識啓発や情報提供をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
61	性犯罪・ストーカーなどの防止の意識啓発	性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などの暴力は「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するための啓発をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力防止啓発</li> <li>●関係機関との連携</li> </ul>	人権男女共同参画課
62	性の商品化の防止	関係機関と連携しながら、女性を人格から切り離れたモノとする性の商品化を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年のための社会環境浄化活動と非行防止活動の推進</li> </ul>	青少年課

## ＜施策の方向③＞児童虐待の防止

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、虐待防止に向けた情報提供や虐待相談員の研修の充実を図り、また関係機関と連携し、相談支援体制を強化していきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
63	児童虐待防止に向けた相談などの充実	虐待相談員を中心とした関係諸機関で構成されるネットワークにより、迅速で的確な対応を取り、児童虐待の予防・早期発見に努めます。また、子どもに関する相談や情報提供などの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待や子育て相談の充実</li> <li>●要保護児童の支援を目的としたネットワークの充実</li> <li>●児童虐待に関する情報収集、調査、対応の充実</li> <li>●研修会の開催、啓発活動の実施</li> <li>●養育支援訪問事業</li> </ul>	子ども家庭課



#### <施策の方向④>高齢者虐待の防止

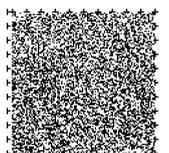
「いきいき長寿プランふじさわ 2017」に基づき、高齢者の権利擁護を推進し、また、虐待防止に向けた情報提供や相談体制の充実を図り、高齢者虐待の防止をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
64	高齢者虐待防止に向けた相談などの充実	高齢者に対する虐待の防止及び虐待を受けた高齢者を保護するための対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者虐待相談窓口の充実</li> <li>● 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催</li> <li>● 研修会の開催、啓発活動の実施</li> </ul>	高齢者支援課

#### <施策の方向⑤>障がい者虐待の防止

「ふじさわ障がい者プラン 2020」に基づき、障がい者の権利擁護を推進し、また、虐待防止に向けた広報や啓発活動の充実を図り、虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等による障がい者虐待防止をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
65	障がい者虐待防止に向けた相談などの充実	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営します。また、障がい者虐待の防止及び養護者への支援に関する広報及び啓発活動等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者虐待防止センターの運営</li> </ul>	障がい福祉課



## (5) 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

### ●重点目標5を実現するための担い手の役割と方向性

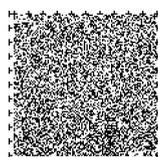
担い手	役割と方向性
市 民	様々な啓発イベントに積極的に参加し、望ましい食生活と健康づくりに努めます。
ボランティア N P O	市民が日常から健康づくりに取り組めるよう、様々な啓発イベントの機会づくりに努めます。
大 学	男女の心身の健康のために、実証実験など大学としての先駆的な役割を果たし、その成果を地域社会へ還元することに努めます。
企 業	障がい者や高齢者の自立のための社会的活動などを支援するとともに、就労支援や雇用の促進をめざします。
行 政	市民一人ひとりのライフサイクルに合わせた健康づくりの推進と援助が必要な男女への支援と自立の促進を図ります。

### 課題1 男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、社会全体の認識を高めていく必要があります。

リプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある女性のみならず、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、すべての個人に保障されるべき健康の概念です。また、リプロダクティブ・ライツは人権の一つであり、すべてのカップルと個人が、子どもの数や出産間隔、出産する時期を自由かつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康に向けて、すべてのカップルと個人に向けた情報提供や広報活動を広めていく必要があります。また、避妊、不妊、安全な妊娠・出産、H I Vを含む性感染症予防など、生殖に関する健康問題についての情報提供や啓発活動をすすめていくことも重要です。

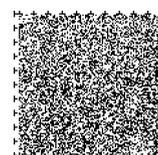
また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいくうえで欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。乳幼児から高齢者までが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。



## <施策の方向①> 出産に関わる健康の確保と増進

妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた保健事業をすすめ、母子の心身の健康保持と子どもの健やかな発育・発達支援の充実を図ります。

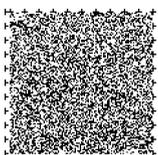
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
66	健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実	妊娠期から産後にわたり必要な保健指導及び育児支援を行うとともに、未熟児、慢性疾患児などの療養支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳の交付</li> <li>● 両親学級（マタニティクラス）の開催</li> <li>● こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>● 乳幼児訪問指導</li> <li>● 離乳食教室、食事教室、食物アレルギー教室</li> <li>● 乳児期の教室</li> <li>● 未熟児・慢性疾患児保健指導（教室・相談・訪問）</li> <li>● 思春期保健指導（教室・相談）</li> <li>● お母さんと子どもの健康相談</li> <li>● 特定不妊治療費の助成</li> <li>● 不育症治療費の助成</li> </ul>	子ども健康課
67	障がいの早期発見と健康管理体制の充実	乳幼児の各種健康診査を実施し、疾病と障がいの早期発見に努め、健やかな発育・発達を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4か月児健康診査</li> <li>● 9～10か月児健康診査</li> <li>● 1歳6か月児健康診査</li> <li>● 2歳児歯科健康診査</li> <li>● 3歳6か月児健康診査</li> <li>● 妊婦健康診査</li> <li>● 経過検診療養生活相談</li> <li>● 心理相談経過観察</li> </ul>	子ども健康課
68	女性の健康についての相談機能の充実	女性のライフサイクルに応じた健康教育や健康相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯を通じた女性の健康教育の実施</li> <li>● 生涯を通じた女性の健康相談の充実</li> </ul>	健康増進課



## ＜施策の方向②＞生涯にわたる健康づくりの促進

ライフステージごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりをすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
69	食生活を通しての健康づくりの推進	「栄養バランスのとれた、おいしく、楽しい食事」は健康の増進を図る上で重要です。望ましい食生活習慣を形成し、健やかで生きがいのもてる生活の安定を図るため、食育を推進します。	●食生活改善推進員の養成	健康増進課
			●子どもの食事教室	子ども健康課
			●学校給食の充実 ●「きゅうしょくフェア」の開催	学校給食課
70	健康診査の実施と啓発	市民自らの健康管理に健康診査を活用できるよう、受診しやすい体制を整備するとともに、健診結果を生活習慣の改善、健康づくりに結びつけるためのフォローアップ体制の充実を図ります。	●健康診査事業 ●がん検診事業 ●歯科健康診査事業	健康増進課
71	健康づくりの推進	市民自らの健康づくり、みんなで行く健康づくりをすすめます。	●健康増進事業 ●地域参加の促進 ●健康度・体力度チェック事業の推進 ●健康づくりトレーニング事業の推進 ●健康増進に関する予防事業の推進 ●タバコ対策の推進	健康増進課
72	訪問指導の充実	心身の状況や家庭環境などに応じて、療養上の保健指導が必要である人やその家族に対し、保健師・栄養士・歯科医師・歯科衛生士が、必要な保健指導を実施します。	●訪問栄養指導の実施 ●訪問歯科指導の実施 ●成人訪問指導の実施	健康増進課
			●こにちは赤ちゃん事業 ●妊産婦、新生児、乳幼児訪問指導の実施	子ども健康課
73	スポーツに親しむ機会の充実	生涯を通して健康であるために、秩父宮記念体育館などの体育・運動施設を活用し、各種スポーツ教室・スポーツ事業などを開催します。	●スポーツ教室・スポーツ事業等の開催	スポーツ推進課
74	H I V・エイズ、性感染症防止についての啓発	H I V・エイズ、性感染症に対して正しい知識をもって、感染を予防し、また、患者や感染者への理解を深めるよう啓発活動を推進します。	●エイズなど検査、相談事業の実施 ●エイズ予防などの普及啓発講演会や各種啓発活動の推進	保健予防課
75	薬物乱用の防止	薬物乱用を防ぐため、各関係機関と連携し、情報提供や意識啓発をすすめます。	●薬物の乱用防止の推進	地域保健課 青少年課



## 課題2 援助を必要とする男女への支援と自立の促進

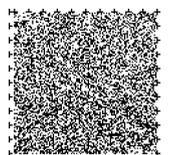
国勢調査に基づく推計によれば、2025年（平成37年）に藤沢市の高齢者人口は108,201人（高齢化率25.2%）と約4人に1人が高齢者になります。その後も高齢化率は上昇が続き、2040年（平成52年）には32.6%と約3人に1人が高齢者という社会を迎えます。また、藤沢市の障がい者数（身体、知的、精神各障がい者数の合計、延べ数）は、2015年（平成27年）4月1日現在で16,378人となっており、今後とも増加すると予測されています。

女性は男性よりも平均寿命が長く、高齢者人口に占める女性の割合は高くなっています。女性の高齢者、障がい者は、それぞれ、「女性」と「高齢」、「女性」と「障がい」という複合的な要因により、更に困難な状況に置かれている場合があります。

また、女性は家族介護の担い手となることも多くなっていることから、福祉施策の影響は女性の方が強く受けます。

また、晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などにより、単身世帯やひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いこと、それらに伴い低年金や無年金状態も多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

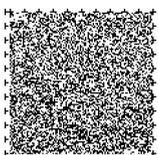
すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現することや、支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制の確立などを基本理念とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を、より一層すすめていく必要があります。



## ＜施策の方向①＞総合的福祉サービスの充実

援助を必要とする男女が、それぞれ必要に応じた支援を受けられるよう、相談体制や情報提供を充実させ、様々な福祉サービスを行っていきます。

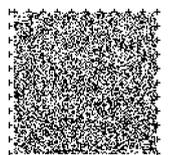
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
76	福祉情報提供の充実	市民が必要とする福祉サービスを、効果的に活用できるよう、関係機関との連携を強化していきます。	●地区福祉窓口の充実	福祉総務課
77	だれもが住み良い福祉のまちづくりの推進	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、不特定多数の人が利用する施設の建設は、事前の協議を行い、バリアフリーの環境を整えます。	●バリアフリーの推進	建築指導課 関係各課
78	人権擁護と合理的配慮の推進	認知症などで判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、日常生活を送る上で福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分にできないなどの不利益を被ることがないように支援します。	●成年後見制度利用の相談と市長申立の実施 ●日常生活自立支援事業の推進 ●ふじさわあんしんセンターへの運営支援	福祉総務課
			●手話、要約筆記者の派遣	障がい福祉課
79	地域福祉活動の推進	民生委員・児童委員が地域住民に対して行う援助活動や、福祉サービスに関する情報提供活動を支援します。	●民生委員・児童委員協議会への支援	福祉総務課
80	市社協ボランティアセンターの運営及び地区ボランティアセンターの整備支援	市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう普及啓発や人材育成に努めます。また地域の助けあい、支えあいを推進するため、地区ボランティアセンターの整備を支援します。	●相談、登録事業 ●広報、研修事業 ●福祉活動助成事業 ●地区ボランティアセンターの整備支援	福祉総務課
81	避難行動要支援者の避難支援体制づくりへの支援	地域の自主防災組織等がすすめる避難支援体制づくりを支援します。	●自主防災組織等への避難支援体制づくりに係る説明会の実施 ●自主防災組織等への避難行動要支援者名簿の提供 ●先進事例の紹介等、情報の共有 ●市民センター・公民館との連携	福祉総務課 介護保険課 高齢者支援課 障がい福祉課 防災危機管理室 市民センター 公民館
82	犯罪被害者支援に関する関係機関との連携	犯罪による被害者への支援体制を整えるため、国、県などの関係機関と連携をすすめます。	●啓発活動の推進 ●関係機関との連携強化	人権男女共同参画課



## ＜施策の方向②＞高齢者の自立と介護者への支援

「いきいき長寿プランふじさわ 2017」に基づき、男性も女性も誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせるよう取組をすすめていきます。

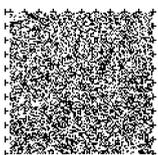
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
83	高齢者の社会参加の促進	高齢者がもつ豊富な知識や経験を活かすことのできる就業機会の提供や、社会で自立した一員として生きがいをもって活動できるよう、様々な交流活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の生きがい活動の支援</li> <li>● 高齢者福祉大会の実施</li> <li>● 高齢者スポーツ大会の実施</li> <li>● 高齢者いきいき交流事業の推進</li> <li>● 高齢者の就業機会の提供</li> </ul>	高齢者支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者を対象とした学習機会の充実</li> <li>● 高齢者と異世代間交流機会の提供</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
84	高齢者の生活安定への支援	高齢者の経済的自立を図り、医療費の助成、住宅の提供などにより生活安定のための支援を行います。	● 福寿医療助成事業	保健医療総務課
			● 国民年金制度の周知と相談の充実	保険年金課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者向け住宅整備などの推進</li> <li>● 高齢者向けの住まい探し相談体制の推進</li> </ul>	住宅課
85	介護予防の推進	高齢期を心身共に健康に過ごせるよう疾病予防や悪化防止、介護を必要とする状態に移行することを未然に防ぐための相談や教室を開催し、早期からの健康づくり、介護予防を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防教室、講演会の実施</li> <li>● 介護予防パンフレットによる啓発</li> <li>● 人材育成事業の実施</li> </ul>	健康増進課
86	高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	要介護高齢者などへの支援とその家族の負担の軽減を図るため、各種在宅福祉サービスなどの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援型ホームヘルプサービス</li> <li>● 一時入所サービス</li> <li>● 紙おむつの支給</li> <li>● 寝具乾燥消毒サービス</li> <li>● 給食サービス</li> <li>● 緊急通報サービス</li> <li>● 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム</li> </ul>	高齢者支援課



### ＜施策の方向③＞障がい者の自立と介護者への支援

「ふじさわ障がい者プラン 2020」に基づき、障がい者の自立支援と各種サービスの拡充をすすめ、障がい者とその家族を地域の中で支える仕組みの充実を図ります。

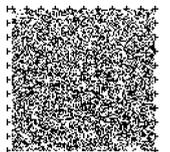
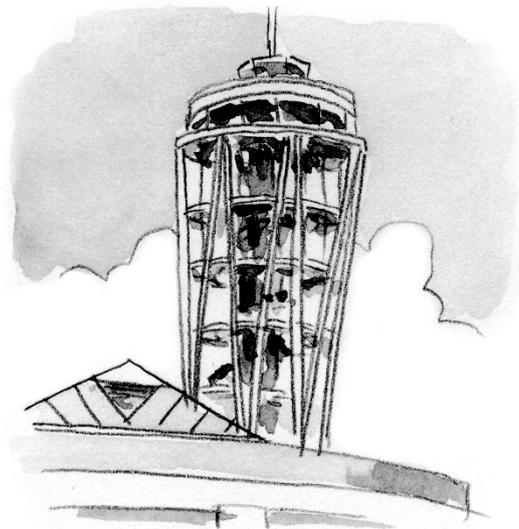
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
87	障がい者の社会活動の促進と生活への支援	障がい者の人権擁護に取り組むとともに、社会活動の機会の提供や医療費の助成、生活環境の整備、介護する家族の支援などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心のバリアフリー事業</li> <li>●障がい者グループホーム等支援事業（共同生活援助事業）</li> <li>●手話通訳などの派遣</li> <li>●相談支援事業</li> <li>●移動支援事業</li> </ul>	障がい福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者等医療費助成事業</li> </ul>	保健医療総務課
88	障がい者への介護サービスなどの充実	障がい者の自立支援及び社会活動を図るため、障がい者自身が選択できる各種サービスの拡充をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童通所支援</li> <li>●短期入所</li> <li>●ホームヘルパーの派遣</li> <li>●訪問入浴サービス</li> <li>●施設での入通所サービス</li> </ul>	障がい福祉課
89	障がい者の就労と雇用の促進	公共職業安定所及び県などの関係機関と連携を密にしながら、障がい者の就労・雇用に関する情報の収集、情報提供及び制度の啓発事業を行います。また、障がい者の就労の場の確保、就労支援、定着支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者合同面接会の開催</li> <li>●JOB チャレふじさわの実施</li> <li>●障がい者の就労と雇用の促進啓発事業の実施</li> </ul>	産業労働課
90	支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、通常の学級、特別支援学級、ことばの教室などの通級指導教室、特別支援学校のそれぞれの場において指導の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援教育の充実</li> <li>●就学相談指導の実施</li> <li>●介助員派遣事業</li> </ul>	教育指導課



## ＜施策の方向④＞多様な形態の家庭への支援

日常生活に支障をきたしている状態や、経済的に不安定な状態にある家庭に、生活安定に向け、ニーズに応じた継続的支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
91	ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援	日常生活に困難を抱えている家庭や、経済的に不安定な状態にあるひとり親家庭などに対し、安定した生活が送れるよう自立に向けた相談支援(生活支援、経済的支援等)を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談</li> <li>●ひとり親家庭等日常生活支援事業</li> <li>●ひとり親家庭などへの医療費の助成</li> <li>●母子家庭等自立支援給付金事業</li> <li>●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業</li> <li>●養育者支援金事業</li> </ul>	子育て給付課
92	経済的援助を必要とする家庭への支援	低所得者の生活安定に向け、住宅供給や資金貸付などを行い、経済的支援をすすめます。	●低所得者への住宅供給	住宅課
			●低所得者への小口資金の貸付	福祉総務課



## 第4章 推進体制と進捗管理

### 1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、ボランティア、NPO、大学、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に次の体制によりすすめていきます。

#### (1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

男女共同参画社会の実現に向けて、外部組織である推進協議会が、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に掲げた関係施策が総合的、効果的に推進されるよう協議するとともに、積極的な情報収集、情報提供に努めます。

#### (2) 藤沢市男女共同参画推進会議

「藤沢市男女共同参画推進会議」（会長：副市長）を庁内推進体制として組織し、男女共同参画の推進に向けて施策の充実を図るとともに、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の具体的事業に直接関わっている課で構成する幹事会を組織し、関係部局との連携を保ちながら効果的な計画の推進を図ります。

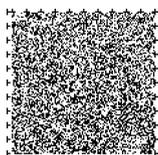
#### (3) 市民、ボランティア、NPO、大学、企業との連携協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策だけではなく、市民、ボランティアやNPOが自主的、主体的な活動をすることは重要です。自発的な参加や活動により、多様な働き方や男女共同参画についての理解などを深めることができるよう、支援、育成し、ネットワーク化をすすめます。

特に、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組は、大学、企業などが担う役割が大きいことから、積極的に連携し、協働して取組をすすめていきます。

#### (4) 国・県等関係機関との連携協働

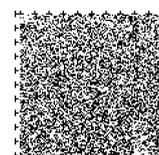
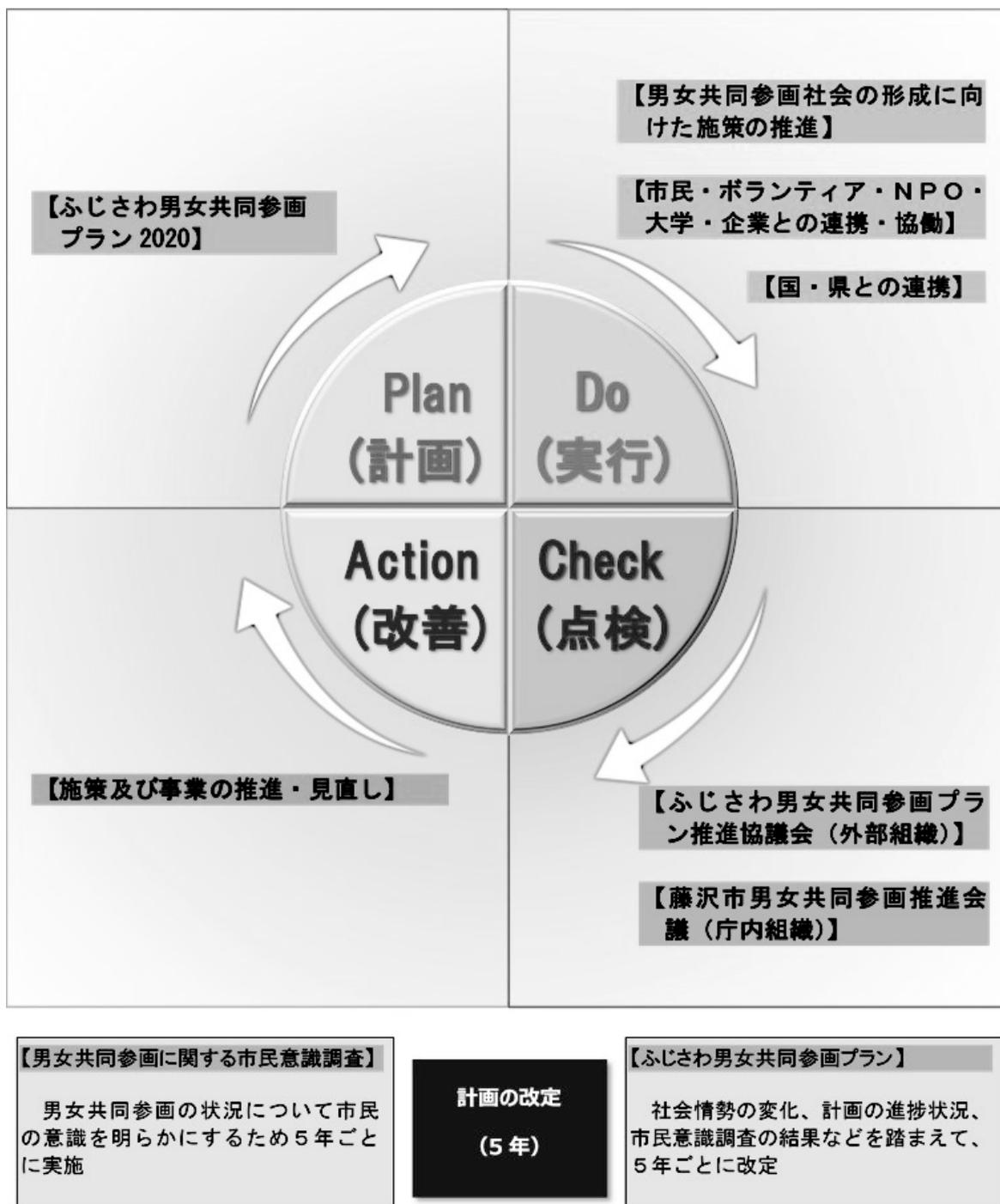
「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を着実に推進していくために、県立男女共同参画センターをはじめ、国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワークや近隣自治体との広域連携による交流と情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。



## 2 計画の進捗管理

本計画において位置づけた各施策を着実に推進するため、年度ごとにPDCAサイクルに基づいた事業の進捗管理を行います。

推進体制図



### 3 前期計画の成果指標の進捗状況

「ふじさわ男女共同参画プラン 2020」では、事業の年度ごとの進捗管理を行うとともに、重点目標ごとに設定した指標の数値目標の達成状況により、本市における男女共同参画社会の実現状況を検証します。

主な施策が男女共同参画に向けてどの様な成果をもたらしているか、プラン改定時に検証し、その結果を後期プランに反映させています。

#### (1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

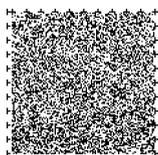
成果指標としては「男女の地位の平等感」「人権啓発の意識度」「平和推進の参加数」の3つを掲げています。市民意識調査結果によれば、男女の地位の平等感として、社会通念・慣習・しきたりで平等になっている、あるいは女性の方が優遇、どちらかという優遇されていると回答した人の割合に大きな変化はなく、社会通念・慣習・しきたり面での地位の平等感は依然低い状況が続いています。

一方、人権啓発の意識度として、研修会に参加した延べ市民数は増加しており、事業推進の成果がみられます。

平和推進の成果指標である参加者数は減少していますが、主な要因は語り部である被爆者の高齢化などにより、小・中学校被爆体験講話会の巡回学校数が減少したことによるものです。平和推進事業については「日本非核宣言自治体協議会(会長市:長崎市)」の副会長市として、全国の自治体と連携しており、2014年(平成26年)には日本非核宣言自治体協議会設立30周年記念大会を藤沢市で開催するなど積極的に取り組んでいます。

指標内容	成果指標	策定時 実績	最新値	めざそう値 (平成28年度)	評価
<b>■男女の地位の平等感</b> 社会通念・慣習・しきたりで、平等になっている、あるいは女性の方が優遇、どちらかという優遇されていると回答した人の割合 (市民意識調査)		15.3%	13.4% (平成25年度 結果)	30.0%	△
<b>■人権啓発の意識度</b> 人権啓発推進のための研修会に参加した延べ市民数		732人	1,740人 (平成26年度 実績)	1,000人	◎
<b>■平和推進の参加者数</b> 平和推進のための事業に参加した延べ市民数		7,210人	4,808人 (平成26年度 実績)	10,000人	△

※「評価」 ◎めざそう値を大きく超えて達成 ○めざそう値を達成 △未達成 ー判定不可

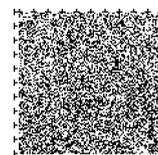


## (2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標としては「市の政策・方針決定過程への女性の参画度」「固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合」「女性の就職決定人数」の3つを掲げています。進捗状況をみると、市の政策・方針決定過程への女性の参画度は上昇しましたが、固定的な性別役割分担意識で「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合は5割強でほぼ横ばいとなっており、意識面での大きな変化は見られません。固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の必要性がうかがえます。

指標内容	成果指標	策定時 実績	最新値	めざそう値 (平成28年度)	評価
<b>■市の政策・方針決定過程への女性の参画度</b> 地域を含めた藤沢市独自の審議会などへの女性登用比率		39.2%	42.0% (平成27.4.1 現在)	42.0%	○
<b>■固定的性別役割分担意識について反対と思う人の割合</b> 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「どちらかといえば反対」「反対」と思う人の割合 (市民意識調査)		54.1%	53.8% (平成25年度 結果)	60.0%	△
<b>■女性の就職決定人数<sup>※1</sup></b> 藤沢市の無料職業紹介事業などを利用して市内女性求人者で就職が決定した人数		132人	—	500人	—

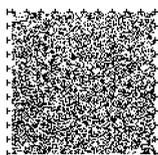
※1 女性の就職決定人数については、ハローワーク（公共職業安定所）と重複事業であった市の無料職業紹介が2012年度（平成24年度）で終了しているため、評価対象としていません。市の施策は、職業紹介から就職が困難な若者・女性に特化した長期的な就職支援事業にシフトしています。



### (3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

成果指標としては「藤沢市男性職員が『育児時間休暇』を取得した人数」「保育の充実度」「放課後児童の充実度」の3つを掲げています。進捗状況をみると、男性職員が育児時間休暇を取得した人数、待機児童解消のための通常保育事業における定員数、児童クラブ入所児童数とも増加しており、平成28年度のめざそう値を既に超えているものもあります。ただ、保育ニーズは増加・多様化しており、きめ細かい子育て支援サービスの充実が求められています。

指標内容	成果指標	策定時 実績	最新値	めざそう値 (平成28年度)	評価
<b>■ 藤沢市男性職員が「育児時間休暇」を取得した人数</b> 男性職員が育児時間休暇(満3歳に達しない子の養育)を取得した人数		8人	20人 (平成26年度 実績)	30人	△
<b>■ 保育の充実度</b> 待機児童解消のための通常保育事業における定員数		4,215人	5,690人 (平成27.4.1 現在)	5,142人	○
<b>■ 放課後児童の充実度</b> 児童クラブ入所児童数		2,318人	2,777人 (平成27.4.1 現在)	2,883人	△



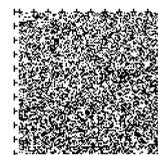
#### (4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

成果指標としては「パワハラ、セクハラを受けたことのある女性の割合」、「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた女性の割合」、「DV相談窓口の周知度」を掲げています。「パワハラ、セクハラを受けたことのある女性の割合」、「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた女性の割合」については、設問が変わっており、厳密に結果を比較することはできませんが、被害を受けたことのある女性の割合が多い現状を踏まえ、さらなる防止に向けた意識啓発や相談・支援体制の充実の必要があります。「DV相談窓口の周知度」については、DV相談窓口を知っている人の割合は全国では32.4%ですが、藤沢市の市民意識調査の結果では58.9%となっています。

指標内容	成果指標	策定時 実績	最新値	めざそう値 (平成28年度)	評価
■ パワハラ、セクハラを受けたことのある女性の割合 (市民意識調査)		33.4%	48.5% (平成25年度 結果) ※設問の変更あり	25.0%	△
■ ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた女性の割合*2 配偶者・恋人間で何らかの暴力(精神的暴力含む)を受けたことのある女性の割合 (市民意識調査)		10.9%	27.0% (平成25年度 結果) ※設問の変更あり	—	—
■ DV相談窓口の周知度*3 配偶者からの暴力の相談窓口を知っている国民の割合 (内閣府策定第3次男女共同参画基本計画の成果目標)		29.0%	32.4% (平成26年度 結果)	67.0%	△
■ DV相談窓口の周知度*3 配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合 (市民意識調査)		—	58.9% (平成25年度 結果)	—	—

\*2 「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた女性の割合」は、策定時の錯誤により、「めざそう値」が設定されていません。

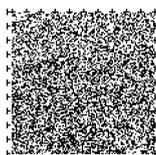
\*3 「DV相談窓口の周知度」については、策定時には市民への周知度の調査を行っていないため、国の調査結果と目標値を採用していますが、平成25年度に市民への周知度の調査を行ったため、参考に数値を掲載しています。



## (5) 重点目標5 男女の心身の健康への支援

成果指標としては「女性特有のがん検診の受診率」「成年後見制度に対する相談件数」「障がい者の就労人数」の3つを掲げています。進捗状況を見ると、女性特有のがん検診の受診率は、子宮がん検診がほぼ横ばい、乳がん検診が増加という結果になりましたが、平成28年度のめざそう値に比べて大きな差が見られるため、受診率の向上が課題となっています。また、「成年後見制度に対する相談件数」と「障がい者の就労人数」の数値は増加しており、成年後見制度の市民への浸透と相談ニーズの高まり、障がい者の就労促進が見受けられます。

指標内容	成果指標	策定時 実績	最新値 (平成26年度 実績)	めざそう値 (平成28年度)	評価
■ 女性特有のがん検診の受診率	①子宮がん検診の受診率	①27.3%	①26.8%	①50.0%	△
	②乳がん検診の受診率	②16.5%	②20.3%	②50.0%	△
■ 成年後見人制度に対する相談件数	判断能力が十分でない認知症などの社会的弱者が不利益を被らないよう相談した市民の件数	337件	910件	650件	◎
■ 障がい者の就労人数	就労援助センターが支援し、就労した障がい者の人数	141人	308人	210人	◎



## 4 後期計画の成果指標

成果指標については、前期計画の指標を踏襲しつつ、社会情勢や施策の変化に合わせ、施策の拡充を図ったものを中心に、入れ替えを行っています。

指標の目標値は、藤沢市の現状に基づき、平成32年度末に5年間の取組による達成をめざす水準として設けたものです。

前期計画からの継続指標は、前期計画の達成状況を勘案して、目標値を設定しています。

また、後期計画からの新たな指標については、国の第4次男女共同参画基本計画の成果目標値や藤沢市の他計画での目標値を準用するとともに、市民意識調査の結果等を勘案して、目標値を定めています。

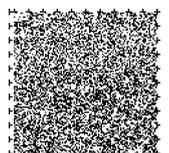
なお、「認知状況」に関する指標については、あるべき姿として100%を目標とします。

### (1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

指標内容	成果指標	現状値	目標値 (平成32年度)
<b>■ 男女の地位の平等感</b> 社会通念・慣習・しきたりで、「平等になっている」と回答した市民の割合 (市民意識調査)		10.8% (平成25年度結果)	30.0%
<b>■ 固定的な性別役割分担意識について反対と思う人の割合</b> 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合 (市民意識調査)		53.8% (平成25年度結果)	70.0%
<b>■ 男女共同参画（社会）という言葉の認知状況<sup>※1</sup></b> (市民意識調査)		64.2% (平成25年度結果)	100.0%

は前期計画から指標を入れ替えたもの

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標



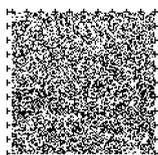
## (2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

指標内容	成果指標	現状値	目標値 (平成32年度)
<b>■市の政策・方針決定過程への女性の参画</b> 地域を含めた藤沢市独自の審議会などへの女性登用比率 (人権男女共同参画課)		42.0% (平成27.4.1現在)	50.0%
<b>■市内企業の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合<sup>※1</sup></b> (人権男女共同参画課・産業労働課)		6.5% (平成26年度 神奈川県調査結果)	15.0%
<b>■地域活動に参加したことがある男性の割合(直近2年間)</b> 町内会・自治会、PTA、地域での自主的なグループ・ サークル活動などに参加したことがある男性の割合 (市民意識調査)		49.3% (平成25年度結果)	70.0%

## (3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

指標内容	成果指標	現状値	目標値 (平成32年度)
<b>■ワーク・ライフ・バランス推進の仕組みを導入している市内企業の割合</b> (人権男女共同参画課・産業労働課)		54.3% (平成26年度 調査結果)	65.0%
<b>■6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間<sup>※1</sup></b> 6歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1 日あたりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買物」 の合計時間(週全体平均) (人権男女共同参画課)		1日あたり 67分 (平成23年度 総務省調査結果)	1日あたり 150分
<b>■保育の充実度</b> 待機児童数 (保育課)		83人 (平成27.4.1現在)	0人

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標



(4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

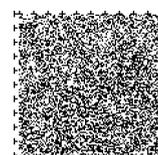
指標内容	成果指標	現状値	目標値 (平成32年度)
<b>■ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を受けた男女の割合</b> 配偶者・恋人間で何らかの暴力(無視をする、怒鳴るなどの精神的暴力を含む)を受けたことのある男女の割合 (市民意識調査)		女性：27.0% 男性：12.2% (平成25年度結果)	女性：20.0% 男性：8.0%
<b>■DV相談窓口の認知状況<sup>※1</sup></b> DV相談窓口を知っている人の割合 (市民意識調査)		58.9% (平成25年度結果)	100.0% <sup>※2</sup>
<b>■セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント被害を受けた男女の割合</b> 職場・地域・学校などでセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたことのある男女の割合 (市民意識調査)		女性：48.5% 男性：18.1% (平成25年度結果)	女性：40.0% 男性：12.0%

(5) 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

指標内容	成果指標	現状値	目標値 (平成32年度)
<b>■女性特有のがん検診の受診率<sup>※1</sup></b> ①子宮頸がん検診の受診率		①26.8% (平成26年度実績)	①50.0%
②乳がん検診の受診率 (健康増進課)		②20.3% (平成26年度実績)	②50.0%
<b>■両親学級(マタニティクラス)の参加者数</b> (子ども健康課)		1,326人 (平成26年度実績)	1,500人

※1 内閣府策定第4次男女共同参画基本計画の成果目標

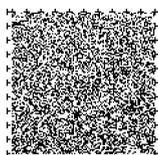
※2 国の目標値は70%



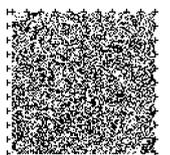
# 資料編

## 1 1975 年国際婦人年以降の男女共同参画関連の動き

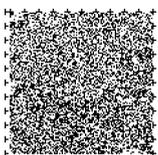
実施年	世界の動き	国の動き
1975 年 (昭和 50 年)	6 月 「国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）」開催（於メキシコ・シティ） 「世界行動計画」採択  12 月 国連総会 1976 年～85 年の 10 年間を「国連婦人の十年」に決定	6 月 「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択  9 月 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置
1976 年 (昭和 51 年)		6 月 「民法等の一部を改正する法律」施行 ・離婚後における婚氏続称制度新設
1977 年 (昭和 52 年)		1 月 「国内行動計画」決定 10 月 「国内行動計画前期重点目標」発表
1979 年 (昭和 54 年)	12 月 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択	
1980 年 (昭和 55 年)	7 月 「国連婦人の十年中間年世界会議（第 2 回世界女性会議）」開催（於コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」署名式（日本を含む 51 ヶ国署名）	
1981 年 (昭和 56 年)	6 月 I L O 「156 号条約」「165 号勧告」採択 （男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約と勧告） 9 月 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	1 月 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・配偶者の相続分 1/3 から 1/2 へ ・寄与分制度新設  5 月 「国内行動計画後期重点目標」発表
1982 年 (昭和 57 年)		
1983 年 (昭和 58 年)		
1985 年 (昭和 60 年)	7 月 「国連婦人の十年最終年世界会議（第 3 回世界女性会議）」開催（於ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択	1 月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・子の国籍取得父系主義から父母両系主義へ ・帰化条件の男女平等 ・外国人との婚姻・離婚による氏の変更可 4 月 生活扶助基準改訂（男女格差改定） 6 月 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准



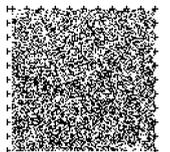
実施年	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)		
1976年 (昭和51年)	7月 知事室県民課に婦人行政窓口設置	
1977年 (昭和52年)		
1979年 (昭和54年)		
1980年 (昭和55年)		
1981年 (昭和56年)	3月 「婦人総合センター」建設着工（藤沢市江の島）	
1982年 (昭和57年)	4月 「かながわ女性プラン」決定 5月 「かながわ女性会議」結成 6月 県民部に婦人企画室設置 11月 「婦人総合センター」オープン	
1983年 (昭和58年)	1月 「新神奈川計画（改定）」に「男女共同社会の確立」を位置づけ 1月 「県市町村婦人関係行政連絡研究協議会」設置	
1985年 (昭和60年)		6月 「婦人問題行政連絡会議」設置 7月 「婦人問題講演会」開催



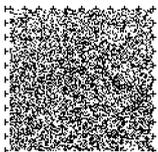
実施年	世界の動き	国の動き
1986年 (昭和61年)		4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 4月 「国民年金法の一部を改正する法律」施行
1987年 (昭和62年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		4月 「労働基準法」改正施行 ・週40時間を法定労働時間の目標に設定
1989年 (平成元年)	11月 国連総会「児童の権利に関する条約」採択	
1990年 (平成2年)	5月 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しに伴う勧告及び結論」	
1991年 (平成3年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定
1992年 (平成4年)	6月 「環境と開発に関する国連会議」開催 (於リオデジャネイロ)	4月 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1993年 (平成5年)	6月 「国連世界人権会議」開催(於ウィーン) 「女性の人権擁護を強調したウィーン宣言」採択 12月 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	4月 中学校家庭科男女必修開始 12月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行
1994年 (平成6年)	9月 「国際人口・開発会議」開催(於カイロ) 「行動計画」採択	4月 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 4月 高校家庭科男女必修開始 6月 総理府に「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 7月 内閣に「男女共同参画推進本部」設置 12月 次世代育成支援対策「エンゼルプラン」策定



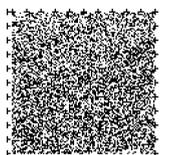
実施年	県の動き	市の動き
1986年 (昭和61年)		3月 「藤沢市新総合計画第二次基本計画（昭和61年～65年）」に婦人行政の推進を位置づけ  9月 「婦人問題に関する女性の意識と実態調査」実施 11月 「藤沢市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)	1月 「新かながわ女性プラン」決定	5月 自治文化部市民相談課に婦人問題行政窓口設置 9月 婦人問題情報紙創刊（年2回）
1988年 (昭和63年)		4月 市長室に「婦人企画担当」設置 （課としての位置づけ） 10月 藤沢市婦人問題懇話会から「藤沢市女性行動計画の策定に向けて」提言 12月 「藤沢市女性に関する行政推進会議」設置
1989年 (平成元年)		10月 「藤沢市女性行動計画推進協議会」設置
1990年 (平成2年)		3月 「ふじさわ女性行動計画」策定  6月 女性問題情報紙（第7号から）年4回発行 10月 「ふじさわ女性フォーラム'90」開催
1991年 (平成3年)	1月 「新かながわ女性プラン実施計画」決定 4月 「婦人総合センター」が「かながわ女性センター」に名称変更	10月 「第8回日本女性会議」開催（於藤沢市民会館）
1992年 (平成4年)		7月 第2期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1993年 (平成5年)		
1994年 (平成6年)		3月 「まちづくり市民意識調査」実施 「男女共同社会の実現」を特定課題として調査  8月 第3期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱 「ふじさわ女性行動計画」後期計画見直しに向けて諮問



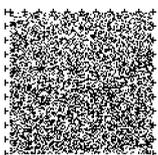
実施年	世界の動き	国の動き
1995年 (平成7年)	9月 「第4回世界女性会議開催」(於北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	6月 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」批准  10月 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」施行(一部平成11年4月施行)
1996年 (平成8年)		12月 「男女共同参画2000年プラン」決定
1997年 (平成9年)		6月 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		4月 改正「男女雇用機会均等法」施行 6月 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」開催 (於ニューヨーク)	4月 「介護保険法」施行  11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置  10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 11月 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行
2002年 (平成14年)		



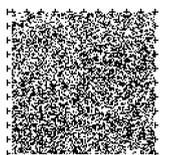
実施年	県の動き	市の動き
1995年 (平成7年)		8月 「藤沢市女性行動計画推進協議会」 ～ともに生きる社会をめざして～ 「ふじさわ女性行動計画」見直しへの提言
1996年 (平成8年)		2月 「ふじさわ女性行動計画」第一次改定版「男女共同 参画社会を実現するふじさわプラン」策定 7月 第4期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
1997年 (平成9年)	2月 「かながわ女性プラン21」決定	
1998年 (平成10年)		1月 女性問題啓発小冊子「これからは男尊女尊」発行 7月 第5期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱 「新女性行動計画策定にあたっての総合的施策のあり方」について諮問 9月 「藤沢市男女平等に関する市民意識調査」実施
1999年 (平成11年)		
2000年 (平成12年)		1月 藤沢市女性行動計画推進協議会から「新女性行動計 画」策定への提言  7月 第6期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱
2001年 (平成13年)		2月 「ふじさわ男女共同参画プラン2010」策定
2002年 (平成14年)	4月 (一部10月)「神奈川県男女共同参画推進条例」 施行 4月 配偶者暴力相談支援センター開設	7月 第7期「藤沢市女性行動計画推進協議会」委員委嘱



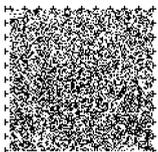
実施年	世界の動き	国の動き
2003年 (平成15年)		<p>6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</p> <p>7月 「次世代育成支援対策推進法」公布施行</p> <p>7月 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行（限時法：平成20年3月31日）</p>
2004年 (平成16年)		<p>12月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行</p>
2005年 (平成17年)	<p>2月 『国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連と婦人の地位委員会）』開催</p> <p>3月 （於ニューヨーク）</p>	<p>4月 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行</p> <p>12月 「男女共同参画基本計画（第2次）」決定</p>
2006年 (平成18年)		
2007年 (平成19年)		<p>12月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定</p>
2008年 (平成20年)		<p>1月 改定「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行</p>
2009年 (平成21年)		<p>6月 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の一部改正</p> <p>10月 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局）</p>



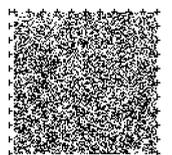
実施年	県の動き	市の動き
2003年 (平成15年)	6月 「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	1月 「男女共同参画啓発講演会」開催 4月 「藤沢市女性行動計画推進協議会」を「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」に名称変更 4月 「藤沢市女性に関する行政推進会議」を「藤沢市男女共同参画推進会議」に名称変更 6月 「男女共同参画週間講座」開催 10月 「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2004年 (平成16年)		4月 第8期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 「ふじさわ男女共同参画プラン 2010 後期見直しにあたっての総合的施策のあり方について」諮問
2005年 (平成17年)	4月 「かながわ女性キャリア支援センター」開設	2月 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会から「ふじさわ男女共同参画プラン 2010」について（提言） 6月 「男女共同参画週間公開講座」生涯学習課と共催
2006年 (平成18年)	3月 「かながわ DV 被害者支援プラン」策定	3月 「ふじさわ男女共同参画プラン 2010(改定版)」策定 4月 第9期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2007年 (平成19年)		
2008年 (平成20年)	4月 「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」策定	4月 第10期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 11月 「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)	3月 「かながわ人権施策推進指針」策定 3月 「かながわ DV 被害者支援プラン」改定	4月 男女共同参画課に人権事業などを含めた組織として、共生社会推進課を新設



実施年	世界の動き	国の動き
2010年 (平成22年)	3月 「第54回国連婦人の地位委員会」(北京+15)開催 (於ニューヨーク)	7月 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」男女共同参画会議(答申) 12月 改正「育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第3次)」決定
2011年 (平成23年)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」正式発足	
2012年 (平成24年)		6月 『『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定 9月 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」成立
2013年 (平成25年)		5月 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 7月 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2014年 (平成26年)	3月 「第58回国連婦人の地位委員会」開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
2015年 (平成27年)	3月 「第59回国連婦人の地位委員会」(北京+20)開催 (於ニューヨーク)	4月 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 7月 「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」男女共同参画会議(答申) 8月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)成立 12月 「男女共同参画基本計画(第4次)」決定
2016年 (平成28年)		



実施年	県の動き	市の動き
2010年 (平成22年)		3月 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より、次期プランに向けた中間報告書の提出 4月 第11期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱 6月 「外国人市民のための生活に関するアンケート調査」実施
2011年 (平成23年)		3月 「ふじさわ男女共同参画プラン2020」策定
2012年 (平成24年)		4月 第12期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱  11月 「ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言」作成
2013年 (平成25年)	3月 「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」策定 3月 「かながわ人権施策推進指針」改定	3月 「ふじさわDV防止・被害者支援計画」策定 4月 組織改正により人権男女共同参画課設置  11月 「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014年 (平成26年)	3月 「かながわDV防止・被害者支援プラン」策定	4月 第13期「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」委員委嘱
2015年 (平成27年)	4月 かながわ女性センターが県藤沢合同庁舎に移転、かながわ男女共同参画センター(かなテラス)に名称変更	2月 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会より「『ふじさわ男女共同参画プラン2020』改定に向けての意見提案」の提出
2016年 (平成28年)		3月 「ふじさわ男女共同参画プラン2020」改定



## 2 日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日  
施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

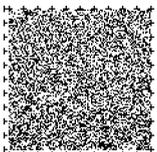
第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。



第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

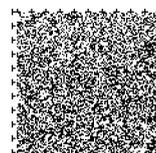
## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



### 3 男女共同参画社会基本法

施行 平成 11 年 6 月 23 日法律 第 78 号  
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律 第 102 号  
平成 11 年 12 月 22 日法律 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

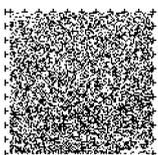
第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

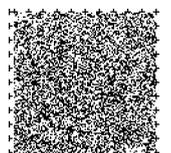
第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。



(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

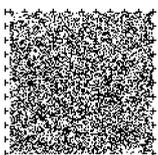
第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（略）



## 4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1985年（昭和60年）6月25日 批准書寄託  
1985年（昭和60年）7月25日 効力発生

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

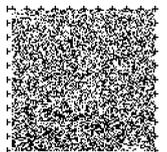
#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。



- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとる。

### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

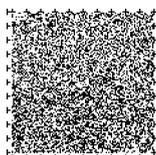
- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適切な措置をとる。

### 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。



第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

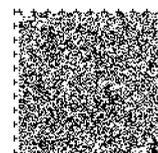
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。



### 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

### 第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

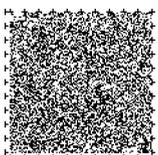
## 第四部

### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。



## 第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

## 第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

## 第二十条

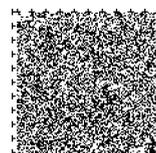
- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。



## 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

## 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

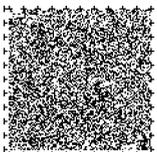
## 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



## 5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

施行 昭和 47 年 7 月 1 日法律 第 113 号  
最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律 第 67 号

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

### 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生等の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

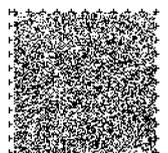
四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。



(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

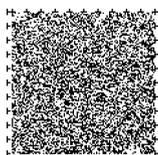
五 前各号の措置の実施状況の開示

## 第三章 紛争の解決

### 第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するた



めの機関をいう。) に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

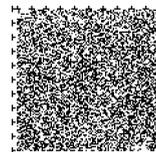
3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

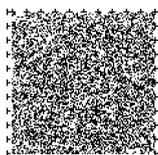
5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）



## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

公 布 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

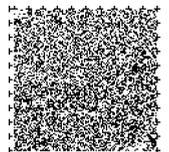
4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項



- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

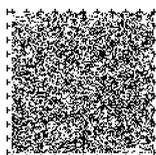
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。



(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

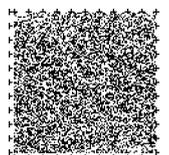
一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。



- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限りに、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

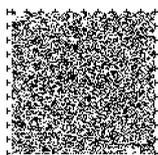
2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容



- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

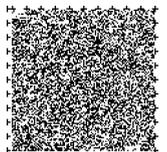
第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。



(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第十九条から第二十二條まで(略)

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

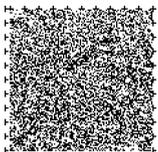
第二十七条から第二十八條の二まで(略)

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)



# 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

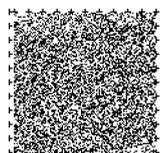
ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。



(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

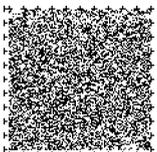
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。



(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

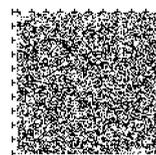
6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若



しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

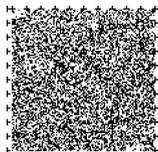
2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。



(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

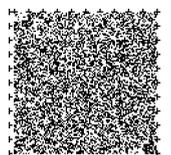
## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者



第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

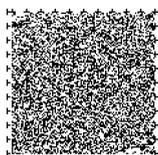
二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。



## 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

### 〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

#### ▶ 仕事と生活が両立しにくい現実

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### ▶ 働き方の二極化等

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

#### ▶ 共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### ▶ 仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### ▶ 多様な働き方の模索

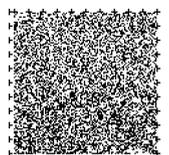
一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### ▶ 多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。



働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の働き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」<sup>\*</sup>の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### ▶ 明日への投資

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

##### ① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものがないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

#### ▶ 企業と働く者

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### ▶ 国民

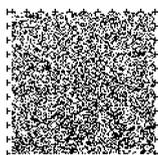
(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

#### ▶ 国

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

#### ▶ 地方公共団体

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。



## 9 ふじさわワーク・ライフ・バランス宣言

藤沢市には、多くの人々が、暮らすとともに、さまざまな形で働いています。

「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現が求められる中で、これまでも、労働団体、経済団体・企業、NPO、行政等がそれぞれの立場で取り組みを行っています。

しかしながら、経済情勢や生活環境が仕事と生活の調和に与える影響はとて大きいものがあり、こうした団体が連携・協働して取り組むことがより一層求められています。働くことの意味は人それぞれ、個性いろいろ、どれがよい、悪いということではありません。一人ひとりが、お互いの多様性を理解し尊重することも大切です。

ここ藤沢には、豊かな自然があり、郷土愛あふれる人々がいます。

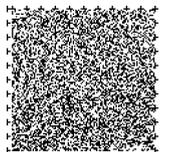
最近では、「このまちで働きたい！このまちで暮らしたい！」という人々の熱い視線を集める「職住接近」の先進モデルとして、新しいまちの価値が創出されようとしています。

みんなが安心して働けること、働く人々が家庭や地域によりよい形で参加できるようになること、そして健康で豊かな暮らしを営むための時間がとれるようになること—こうしたことの実現に向け、労働団体、経済団体・企業、NPO、行政等がそれぞれの責務を果たすだけでなく、一人ひとりが、仕事・家庭・地域という3つのバランスのとれた、充実した生き方を目指すことが、地域コミュニティの活性化にもつながります。

「いい環境が、いい働き方、いい生き方につながっていく」

ここに、課題を共有し、藤沢で働くこと、生活することの価値を高め、「いきいき働ける藤沢」のまちづくりを共に進めることを宣言します。

2012年（平成24年）11月  
ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議



## 10 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわ男女共同参画プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) ふじさわ男女共同参画プランの推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画に関係する団体に属する者
- (3) 企業又は労働団体に属する者
- (4) この市が設置する審議会等の委員
- (5) 市民
- (6) その他市長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

7 第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「市長」とあるのは「会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 部会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(審議結果の報告)

第9条 会長は、第6条第1項の要請に基づく審議を終了したときは、遅滞なく、市長に対し、当該審議の結果を報告しなければならない。

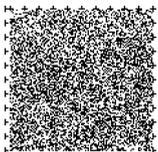
(庶務)

第10条 協議会の庶務は、男女共同参画に関する事務の所管課において総括し、及び処理する。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (略)

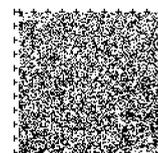


## 11 ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿（第13期）

2014年（平成26年）4月1日～2016年（平成28年）3月31日 敬称略 50音順

氏名	役職等	選出区分
一ノ瀬 友 博	慶應義塾大学 環境情報学部 教授	学識経験者
猪 野 恭 子	藤沢市青少年指導員協議会	審議会等
大 石 憲 子	株式会社大石商店 代表取締役	企業・労働団体
大 塚 千 絵	市民	公募
小 野 隆 弘	藤沢市体育協会顧問	学識経験者
片 岡 理 智	フリージャーナリスト	学識経験者
木 村 麻 紀	特定非営利活動法人 地域魅力	学識経験者
(会 長) 小 松 加代子	多摩大学 グローバルスタディーズ学部 教授	学識経験者
鈴 木 幸 代	藤沢市女性学習グループ連絡会	関係団体
鈴 木 美穂子	社会福祉法人 喜寿福祉会 グリーンキッズ湘南園長	関係団体
新 出 辰 恵	(元) 藤沢市立八松小学校長	学識経験者
林 美智子	市民	公募
(副会長) 前 田 英 孝	エンパワー湘南	関係団体
八 木 栄	市民	公募
渡 部 真 道	湘南地域連合 副議長	企業・労働団体

2015年（平成27年）4月1日現在



ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）

【発行】

2016年（平成28年）3月

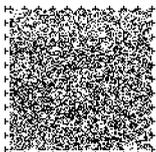
藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111（代表）

FAX 0466-24-5928

E-mail : [jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp)



古紙配合率70%  
白色度75%再生紙を使用しています





## ふじさわ男女共同参画プラン2020

改定版